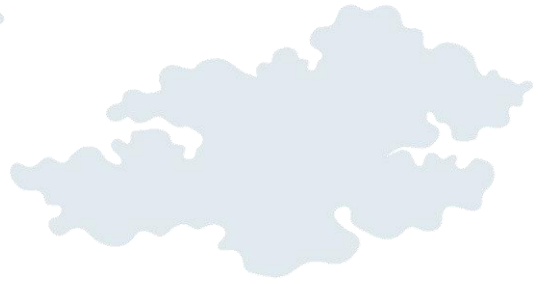
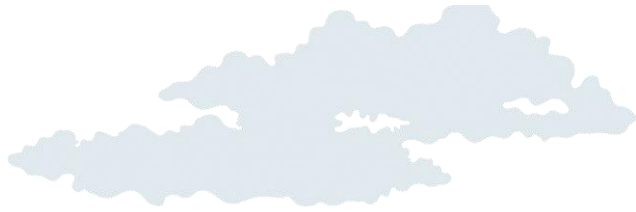




次なる
茨木へ。



平成30年度版

い ば ら き の環境

(平成29年度実績報告書)

心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

目次

はじめに	1
1 平成29(2017)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース	4
2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況	6
【いごちの良き生活環境をたもつ】	6
1 健康に過ごすことができる生活環境の保全	
2 新たな環境課題への対応	
3 快適環境の保全	
【バランスのとれた自然環境をつくる】	12
1 都市とみどりの共存	
2 自然資源の利用の推進	
3 生物多様性の保全	
【ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす】	18
1 省エネルギーの実践及び普及啓発	
2 再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進	
3 低炭素な暮らしや事業活動の推進	
【きちんと分別で資源の循環をすすめる】	24
1 減量化の推進	
2 再資源化の推進	
3 適正処理の推進	
【環境意識・環境教育・環境行動】	31
【環境基本計画の推進体制】	33
【環境基本計画の進行管理】	34
茨木市環境基本条例	37
環境に関する主な支援制度一覧	42
別添 茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況	

はじめに

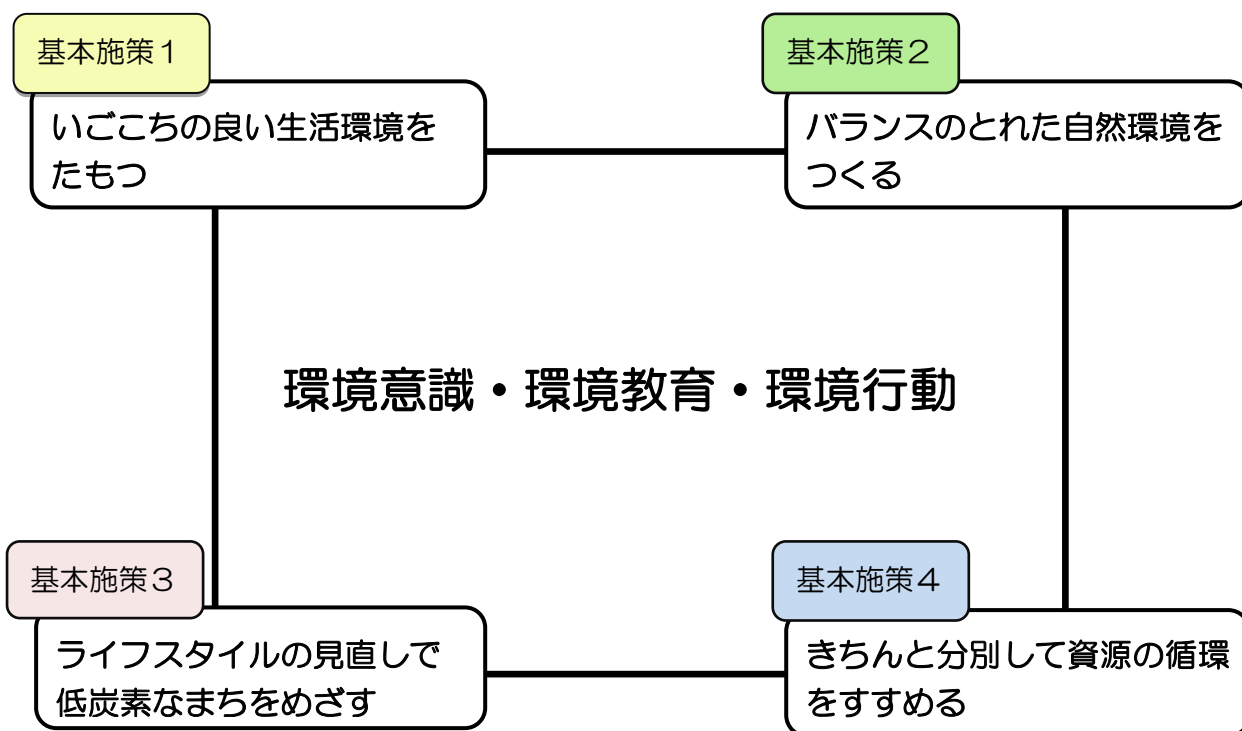
平成30年度版いばらきの環境は、茨木市環境基本条例第10条に基づき年次報告書として作成したもので、平成27(2015)年度から実施している新たな環境基本計画における基本施策の4つの柱に沿った構成としています。

環境像

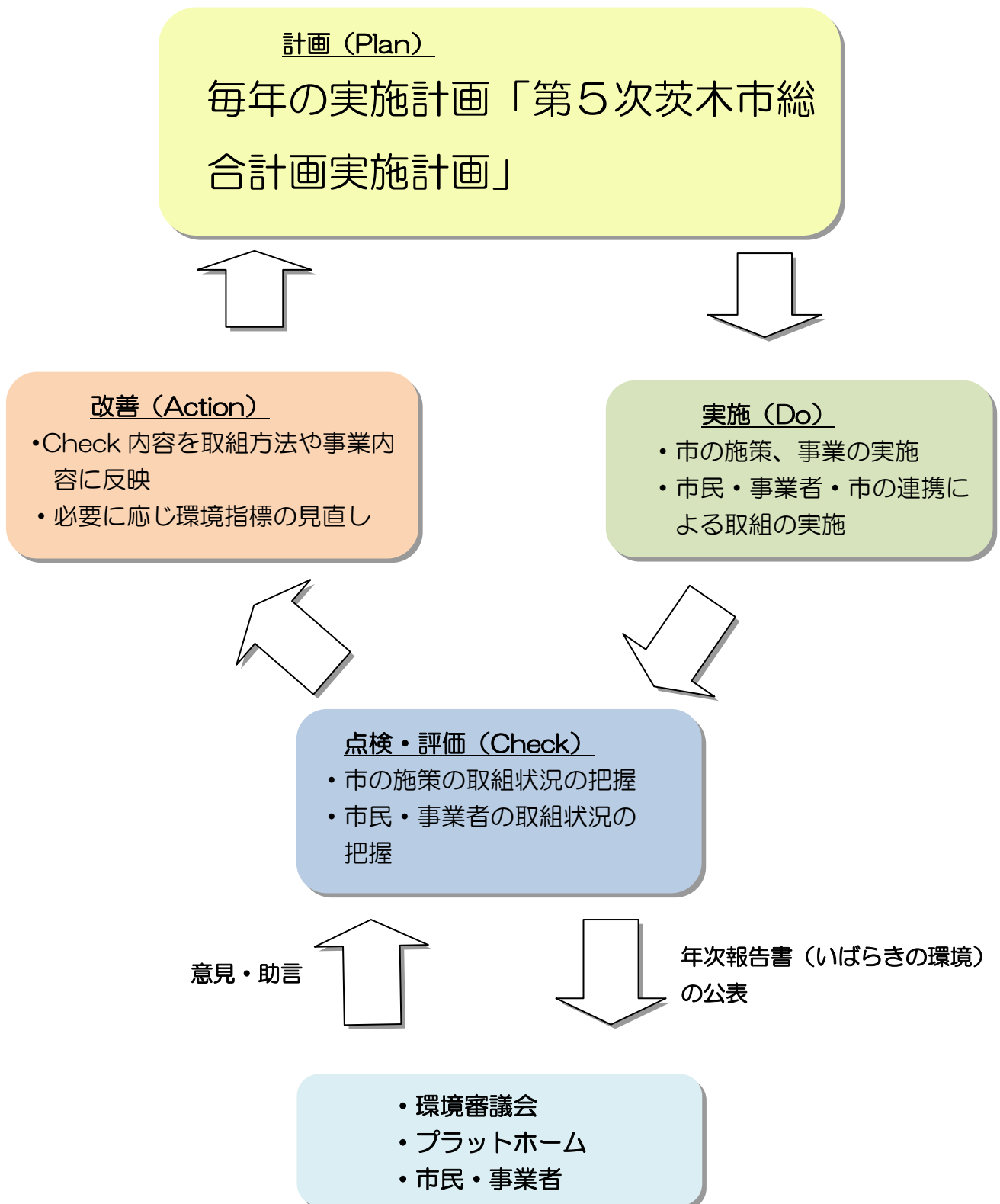
心がけから行動へ みんなで創る環境にやさしいまち

基本施策

4つの基本施策を立てており、いずれの施策も人づくりや仕組みづくりが重要であることから、「環境意識」「環境教育」「環境行動」を横断的な要素としております。



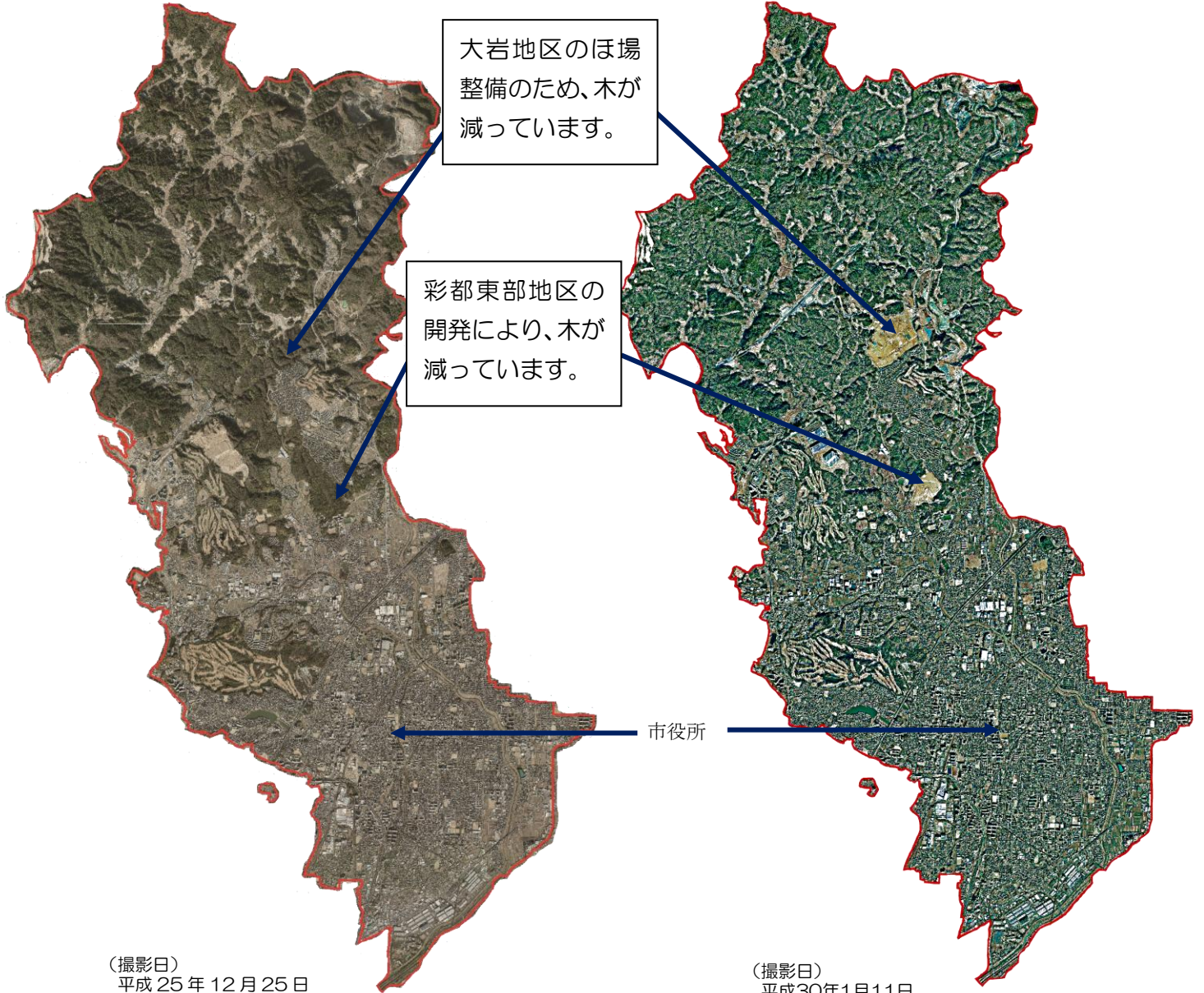
環境基本計画の進行管理（PDCAサイクル）



茨木市の全域図

平成25年度

平成29年度



大岩地区のほ場整備のため、木が減っています。

彩都東部地区の開発により、木が減っています。

市役所

(撮影日)
平成 25 年 12 月 25 日
平成 25 年 12 月 29 日
平成 25 年 12 月 31 日
平成 26 年 1 月 3 日

(撮影日)
平成30年1月11日
平成30年1月12日
平成30年1月20日
平成30年1月21日

1 平成29(2017)年度のい・バ・ラ・き環境ニュース

環境基本計画で掲げている「4つの基本施策」の取組をご紹介します！

い

ごちの良生活環境をたもつ

環境美化活動の推進

不法屋外広告物やごみ・空き缶等の散乱ごみをなくし、美しいまちづくりを進めるため、茨木市不法屋外公告物等撤去対策協議会と協働し、環境美化活動を行いました。活動内容は、街頭キャンペーン(6月及び9月)、清掃撤去活動(6月)及び市内一斉清掃(6月)で、協議会会員や市職員、各自治会のほか、清掃撤去活動では市内事業所にも広報等で参加を募り、今年度は33事業所の参加協力を得ました。



環境美化活動(街頭キャンペーン)の様子

バ

ランスのとれた自然環境をつくる

生きもの発見ガイドブックを作成しました

平成27(2015)・28(2016)年度に実施した環境資源調査を基に、豊かな生態系が守られている指標となる対象種とその識別方法や、調査の際の注意点などをまとめたガイドブックを作成しました。今後、このガイドブックを用いながら補完調査を行っていく予定です。

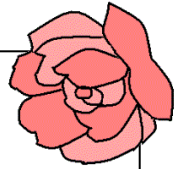
また、市内の小学校3年生向けにバッタやチョウなど身近な生きものを掲載したリーフレットを作成しました。平成30(2018)年度に配布しました。



ガイドブック

ラ

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす



「エコカフェ」を開催しました

エコライフについての耳寄りな話題を提供するほか、環境問題について気軽に話せる茶話会であるエコカフェを開催しました。平成29(2017)年度は、ええことカレンダー<いばらき環境家計簿>の紹介や、オリジナルハンカチ、エコバッグを作るワークショップなどを全10回にわたり行いました。89名の方が参加され、環境に配慮したライフスタイルについての情報交換の場となりました。



き

ちんと分別で資源の循環をすすめる



小型家電・水銀使用廃製品の拠点回収を実施

平成29年10月1日から、適切な回収を推進するため、畑田町の生涯学習センターと東中条町の中条図書館に専用の回収ボックスを設置し、使用済小型家電と水銀使用廃製品・電池類の拠点回収を開始しました。

なお、回収場所への持参が難しい場合や投入口に入らない大きさのものは、小型家電宅配回収サービスを利用するか、もしくは品目ごとに従来の廃棄方法で処分しています。

回収された小型家電や水銀使用製品は、有用金属等が回収されリサイクルされます。また、金・銀・銅は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（東京2020組織委員会主催）の一環として、2020東京オリンピック・パラリンピックのメダル作製に使用されます。



小型家電回収ボックス



水銀使用製品回収ボックス

2 環境像を実現するための基本施策・取組方針の進捗状況

基本施策 1 いごちの良き生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

【目指すまちのすがた】

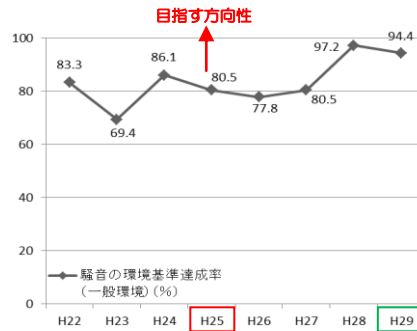
- ・大気、水等の環境が良好な状態で維持されています。
- ・生活排水が適正に処理されています。

【設定した環境指標の状況】

「一般環境における騒音の環境基準達成率」(1-1)

環境基準達成率が94.4%と平成28(2016)年度と同等の結果となりました。

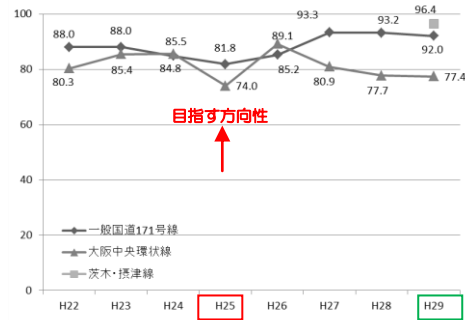
※一般環境の騒音測定結果の詳細は資料編p41～42に記載しています。



「道路騒音の環境基準達成率」(1-2)

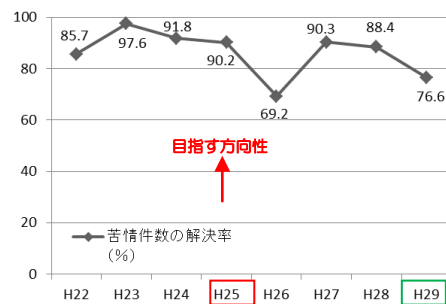
平成29(2017)年度の数值は、一般国道171号線、大阪中央環状線、茨木摂津線の3路線3地点での環境基準達成率です。茨木摂津線については、本年度から、毎年測定する路線に追加しています。

※道路騒音の測定結果の詳細は資料編p43に記載しています。



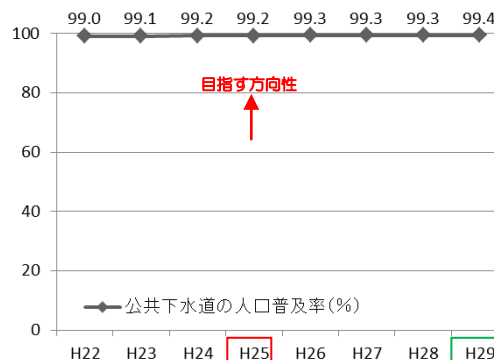
「公害苦情の解決率」(1-3)

寄せられた公害苦情47件のうち、解決に至ったのは36件で解決率は76.6%になりました。苦情の複雑化により、解決に時間がかかっていることが解決率低下の要因と考えられます。



「公共下水道の人口普及率」

市の下水道は、昭和30年代後半の急激な都市化によって、浸水や水質汚濁が進み、昭和37年から公共下水道の整備に着手しました。本市では、この下水道整備を市政の最重要施策として、積極的に実施し、平成29(2017)年度末現在で公共下水道の人口普及率は99.4%となっております。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■市内の環境監視及び公害関係法令に基づく指導（環境政策課）→1-1、1-2、1-3と関連
※以降、各環境指標を目指すべき方向にしていけるための取組を紹介する際、上記のように記載する。

市内の大気汚染、水質汚濁、騒音の状況を把握するため、大気常時監視、河川及び地下水の水質測定、一般環境及び道路沿道の騒音測定を行いました。大気常時監視の結果については、市のホームページに速報値を掲載しています。このほか、光化学スモッグ発令時には、関係機関に通報連絡をしています。

大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法等の公害関係法令に基づく届出の受付及び立入調査、改善指導等を行うとともに、市民からの公害苦情及び相談を受けたときは、関係課と連携し、発生源事業所に対する改善指導を行い、良好な生活環境の保全に努めています。



■水洗便所の普及（水洗便所改造に係る貸付金・助成金）（下水道総務課）

水洗便所設置等を促進するため、くみ取り便所等から水洗便所への改造に必要な資金を貸し出す貸付金制度を設けています。

また、水洗便所に改造される際に、1戸1設備に限り5,000円の助成金の交付を行っています。平成29(2017)年度は助成金の交付を32件行いました。

■合併浄化槽の設置（下水道総務課）

川や水路の水をきれいに保ち、快適な生活環境をつくるために、平成25(2013)年度より本市の北部地域に合併浄化槽（家庭から排水される台所や風呂などの生活排水とし尿を一緒に浄化処理する施設）を市で設置し、維持管理する公設浄化槽事業（民間の浄化槽を所有者から寄附を受け、市で維持管理を行う事業を含む）を行っています。

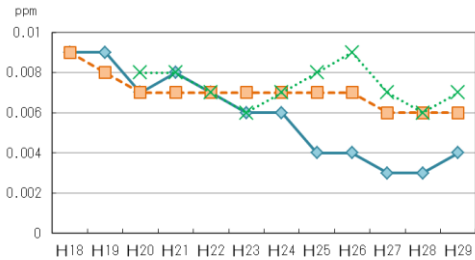
事業状況は、平成29(2017)年度に13基設置し、累計では197基維持管理しています。対象地域は、大字泉原、大字上音羽、大字下音羽、大字長谷、大字銭原、大字清阪で浄化槽の大きさが200人槽以下となる住宅または事業所を対象としています。



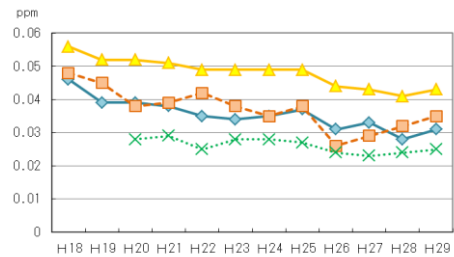
平成29(2017)年度のいばらきの生活環境について

大気 ◆ 茨木市役所局 □ 中央卸売市場局 ▲ 名神局 × 耳原小学校局

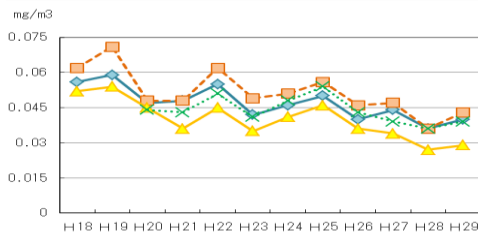
二酸化硫黄（日平均値の2%除外値）
【環境基準】0.04ppm 以下であること等→○達成



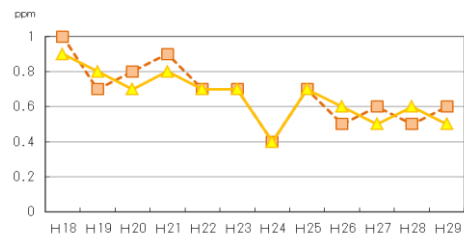
二酸化窒素（日平均値の年間98%値）
【環境基準】0.06ppm 以下であること等→○達成



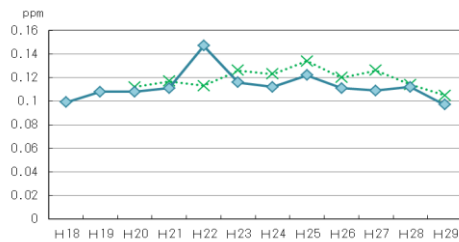
浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外日）
【環境基準】0.10mg/m³ 以下であること等→○達成



一酸化炭素（日平均値の2%除外日）
【環境基準】10ppm 以下であること等→○達成



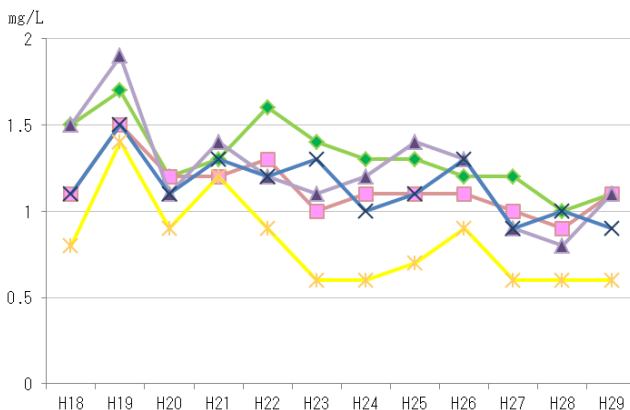
光化学オキシダント（昼間の1時間値の最高値）
【環境基準】0.06ppm 以下に維持すること等→×未達成



光化学オキシダント以外の項目について、環境基準を達成しています。詳細な数値については、いばらきの環境資料編「大気環境の保全」（p3～8）をご覧ください。

水質 ● 中河原橋 ■ 安威川合流直前 ▲ 宮島橋 × 干歳橋 ◆ 桑ノ原橋

生物化学的酸素要求量（BOD）75%の経年変化
【環境基準】2mg/L 以下であること→○達成



水の汚れ具合を表す目安として「BOD（生物化学的酸素要求量）」という指標があります。BODとは水中の汚れを微生物が分解し、きれいにする時に必要な酸素の量を示したものです。この数値が大きいほど、水は汚れています。魚が快適に住める水質は、BOD5mg/L以下です。

市では、観測基準点5地点において、BODを含めた水質の常時監視を行っています。BODについては、全ての地点において環境基準を達成しています。

基本施策 1 いごちの良き生活環境をたもつ 取組方針（2）新たな環境課題への対応

○目指すまちのすがた

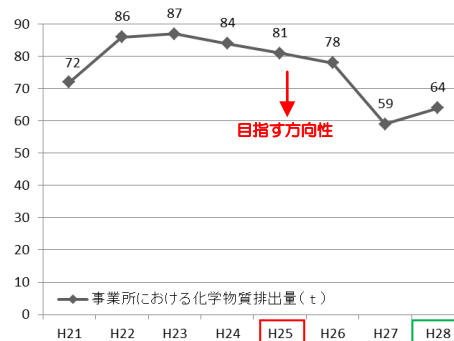
- ・化学物質を取り扱う事業所では使用の低減と適正管理が行われ、ライフサイエンス系施設では環境保全協定が守られ、周辺環境が良好な状態で維持されています。

【設定した環境指標の状況】

「事業所における化学物質排出量」(2-1)

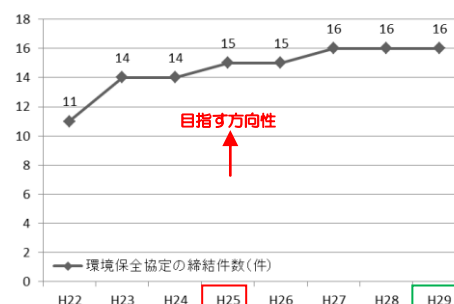
国で取りまとめを行った最新の数値として、平成28(2016)年度の事業所における化学物質排出量は64 tでした。平成27(2015)年度と比較すると5t増加しましたが、ここ数年で見ると減少傾向にあります。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



「環境保全協定の締結件数」(2-2)

平成29(2017)年度末時点での環境保全協定の締結件数は16件でした。平成29年度に新たに協定を締結した事業所はありませんでした。



□ : 基準年度 □ : 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ PRTR法に関する届出及びライフサイエンス系施設環境保全対策（環境政策課）→2-1、2-2と関連

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(PRTR法)に基づき、特定化学物質の環境への排出量等の届出を事業所へ指導し、事業者による化学物質の自主的な管理や削減への取組みが促進するよう助言を行いました。

また、市内で遺伝子組換え施設を設置しようとする事業者と「ライフサイエンス系施設の環境保全対策に係る協定」を締結し、実験の実施状況や施設の管理状況等の報告を指導するとともに、定期的に立入調査を実施し、施設の適正な維持管理について指導を行いました。



ライフサイエンスパークのまちなみ

基本施策 1 いごちの良き生活環境をたもつ

取組方針 (3) 快適環境の保全

- 目指すまちのすがた
 - ・モラル・マナーの向上で快適な生活環境が保たれています。

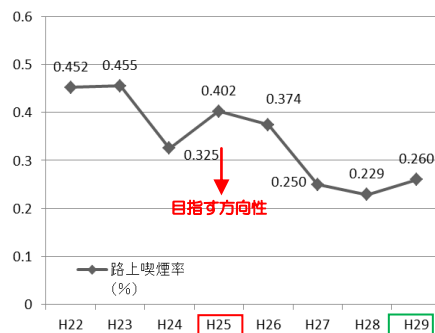
【設定した環境指標の状況】

「路上喫煙率」

マナー推進員による条例の周知・啓発活動や職員による巡回指導等の路上喫煙防止に関する取り組みを継続することで、路上喫煙率0.260%と前年度とほぼ変わらない値を維持しています。

※路上喫煙禁止地区について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/rojokitsuen/kinsitikusitei.html>



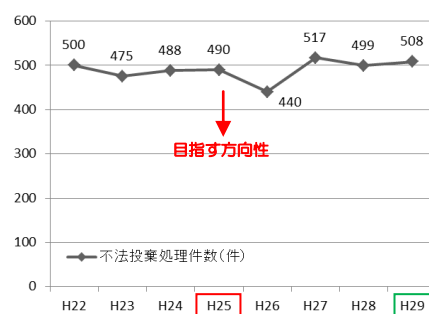
「市内一斉清掃参加者数」

前年度とほぼ変わらない値を維持しています。



「不法投棄処理件数」

不法投棄禁止の看板設置や啓発を行っていますが、不法投棄件数が微増し、処理件数が増加したと考えられます。

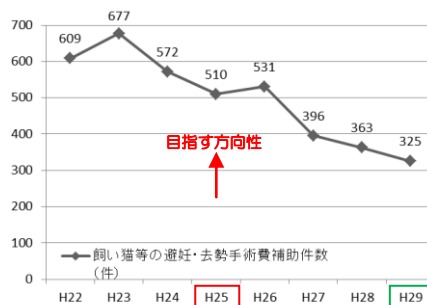


「飼い猫等の避妊・去勢手術費補助件数」

(3-1)

飼い猫を含む補助件数全体では、減少しているものの、所有者不明猫に対する補助は年々増加しております。また、所有者不明猫の避妊・去勢手術等に取り組む団体は、平成30(2018)年3月現在で20団体の登録があり、地域をあげて積極的に行っています。

※環境基本計画では「飼い犬等」ですが、制度の変更に伴い「飼い猫等」に変更しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■動物愛護の推進（市民生活相談課）→3-1と関連

捨て猫をなくし、動物愛護についての意識の高揚や動物の虐待の防止を図るため、猫の飼い主及び一定要件を満たす所有者不明猫を減らす活動を行う団体に対して、避妊・去勢手術費の一部の補助を行いました。所有者不明猫活動団体は世話をする猫が避妊・去勢手術を受ける際、同時に耳先をカットし繁殖能力がないことが一目で分かるようにして、捕獲した場所に戻し、地域に不幸な命を増やさず、所有者不明猫が命を全うできるよう、人と動物が安心して暮らしていけるような環境づくりに取り組んでいます。

また、動物愛護週間の啓発行事として「動物愛護展」を開催し、写真パネルの展示や行政収容動物の譲渡についての情報提供などを行いました。

※所有者不明猫活動団体について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/shimin/shiminseikatsu/menu/shiminseikatsukakari/shoyuushahumei.html>



耳のV字カット

■ごみの散乱防止（環境事業課）

ごみ置場のごみの散乱を防止するため、「防鳥ネット」の貸与を行っています。



防鳥ネット

基本施策 2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針 (1) 都市とみどりの共存

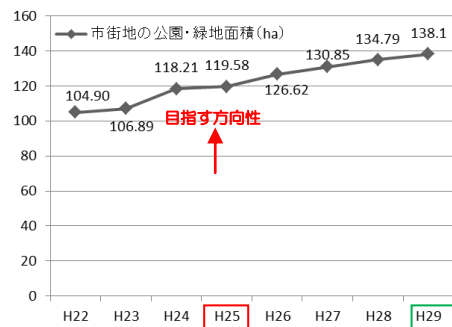
【目指すまちのすがた】

- ・市民や事業者・団体が、みどりの必要性を認識し、緑化活動や水辺の保全が進んでいます。
- ・公園や水辺は、市民でにぎわっています。

【設定した環境指標の状況】

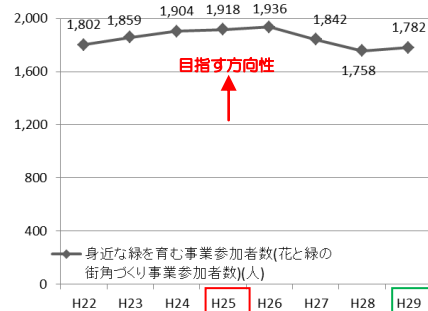
「市街地の公園・緑地面積」

平成29(2017)年度は、彩都など開発関連の提供公園がなかったため、実績値は平成28(2016)年度と同様の数値となっています。



「身近な緑を育む事業参加者数 (花と緑の街角づくり推進事業 参加者数)」

平成 29(2017)年度は、新たに 3 団体 (各 16 人、8 人、8 人の計 32 人) が活動を開始しましたが、1 団体 (8 人) が活動を中止したために、事業への参加者数が 24 人増加し、1,782 人になりました。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■親水水路の整備 (下水道施設課)

市内中心部を流れる高瀬川・小川親水水路や南部地域を流れる島地区せせらぎ水路において、浚渫、清掃など適正な維持管理を実施し、市民に憩いとうるおいのある水辺空間の創出に努めています。

■さくらまつりの実施 (公園緑地課)

緑地の桜を楽しんでいただくことで、自然環境の大切さを啓発するとともに、まちの活性化につなげるために、桜の開花シーズンに元茨木川緑地で市民さくらまつりを開催しています。平成29(2017)年度は3月31日から4月9日に開催し、約14,900人の方が来園しました。



さくらまつりの様子

■若園公園バラ園（公園緑地課）

市の花バラが親しまれるように、若園公園に約200品種1,800株のバラを植栽したバラ園があります。春と秋の開花シーズンには市内外から多くの方が訪れます。

平成29(2017)年度は、春のみどりの月間に抽選でバラ苗木を配布し、夏と冬にはせん定実技講習会を開催しました。



若園公園バラ園



せん定実技講習会の様子

■民有地緑化助成事業（農とみどり推進課）

都市緑化を推進するためには、公共施設だけではなく住宅や事業地等の民有地の緑化に取り組む必要があります。本市では住宅等への生垣設置及び壁面緑化、道路沿いの高木植栽を対象に、その費用の一部を助成し、緑豊かで潤いのある街づくりの推進を図っています。

平成29(2017)年度は1件、6.5mの生垣を設置していただきました。

■みどりのカーテンの推進（環境政策課）

身近に実践できる行動・体験を通じて、ヒートアイランド現象等の環境問題への市民意識を高めることを目的に、自宅等でみどりのカーテンの育成に取り組んでいただきました。平成29(2017)年度は市民54人、事業者等6団体、市立保育所等6か所、市立幼稚園11園、市立小学校32校、市立中学校13校、学童保育5か所に取り組んでいただきました。



みどりのカーテン

■安威川河川敷クリーンキャンペーン（下水道施設課）

親しみとるおいのある水辺空間として広く市民に親しまれている安威川河川敷の環境美化活動を、地域住民と行政が一体となって推進することにより、良好な水辺空間の保全と向上を図っています。平成29(2017)年5月20日に開催し、295人が参加、400kgのごみを撤去しました。

■安威川フェスティバル（北部整備推進課）

安威川ダムの本体工事とあわせて、安威川周辺の自然を守り、創造的な地域づくりを考える活動の一環として、安威川フェスティバル2017を平成29(2017)年11月12日に開催し、約1,400人の方に参加いただきました。

■庁舎の屋上緑化（総務課）

建物のコンクリートや道路のアスファルトなどは、太陽の熱を吸収し蓄えるため、夜になっても気温が下がらない「ヒートアイランド現象」が起こります。このような現象を抑制する対策として、平成25(2013)年度に、庁舎の屋上の一部を緑化し、屋根焼けの防止を図りました。

平成29(2017)年度においては、効果測定を行い、議場内温度と外気との温度差でみると、概ね同じ外気温度で施工前と比較した場合、夏期で0.7℃から1.4℃の断熱効果が、冬期では、1.2℃から2.8℃の保温効果があると考えられます。

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針(2) 自然資源の利用の推進

【目指すまちのすがた】

- ・美しい里地・里山が保全され、環境に配慮した農地の活用が進んでいます。
- ・間伐材などの有効利用が多方面で進んでいます。

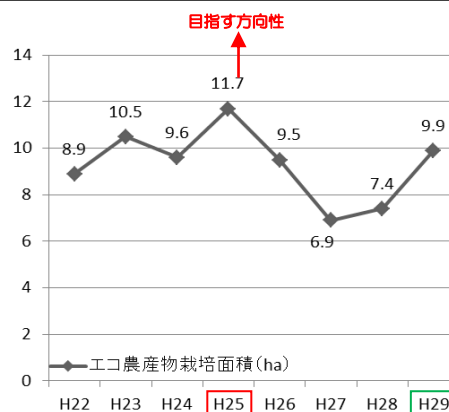
【設定した環境指標の状況】

「エコ農産物栽培面積」

エコ農産物栽培面積が9.9haとなったのは、水稲による栽培が増加したことが要因であると考えられます。

※エコ農産物とは、農薬と化学肥料(チッソ)の使用量を慣行栽培の5割以下にして栽培された農作物です。

※より正確に把握するため、平成25(2013)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

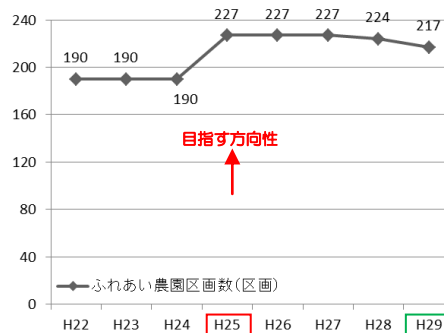


「ふれあい農園区画数」(4-1)

全区画数は227区画になります。

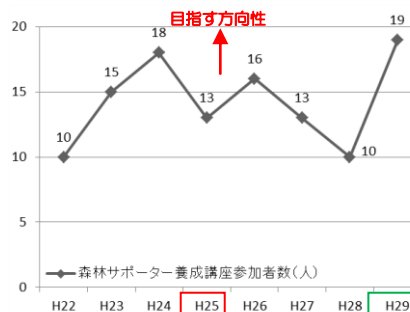
利用者の利用取り消しにより、ふれあい農園利用区画数が217区画(平成30(2018)年3月末日現在)となったため、市ホームページにより随時募集を行っています。

※市が開設したふれあい農園について
http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/index/citizenfarm_zenihara1.html



「森林サポーター養成講座参加者数」

森林サポーター養成講座については、定員を25人として募集しています。例年、10~20人で推移しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■里山センター（農とみどり推進課）

里山センターは森林保全ボランティア団体の活動拠点施設です。身近な自然に親しんでいただけるよう、四季のイベントや炭焼き講座を開催しています。また、活動で発生した木材や炭の販売など、間伐材の有効活用も進めています。

※里山センターについて

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/satoyamasennta/satoyamasenta.html>



里山センター正門

■農業祭の開催（農とみどり推進課）

市内農林産物等を展示し、都市と農村の交流を図ることで農林業に対する市民の理解と認識を深めるとともに、農林業の健全な発展と農業・農村の活性化を図りました。平成29(2017)年度は、11月18日・19日に開催し、約3万5千人が来場しました。



農業祭の様子

■農業の振興と遊休農地の解消（農とみどり推進課）→4-1と関連

茨木の農業を振興し、また遊休地解消するために集落営農組織の運営支援、農業委員会と連携した遊休農地調査や営農指導を行いました。あわせて農地中間管理機構を活用した遊休農地と担い手のマッチングを行うことで、遊休農地のさらなる解消を図りました。また、一定の営農技術を取得し、独立・自営就業する方を新規就農者に認定し、国の給付金を活用して農業経営のサポートを行いました。

■森林整備について（農とみどり推進課）

公益的な機能を有する森林の保全を図るため、林業者団体が実施する森林整備作業に対して支援を行っています。また、森林整備作業で発生した間伐材は、従前はほとんど山に放置していましたが、今は建築材等として市場へ搬出しています。

■北部の害獣対策・防除について（農とみどり推進課）

イノシシ・シカによる農作物被害や目撃情報が多く寄せられていることから、実行組合への捕獲檻の貸し出しや猟友会によるくくりわなの設置等により、イノシシ・シカを捕獲しました。また、被害防止のため農業者に対し有害獣防止網設置に対する補助金を交付し、設置の助成を行いました。

※イノシシ対策について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/noutomidori/menu/choju/inoshishi.html>

基本施策2 バランスのとれた自然環境をつくる 取組方針(3) 生物多様性の保全

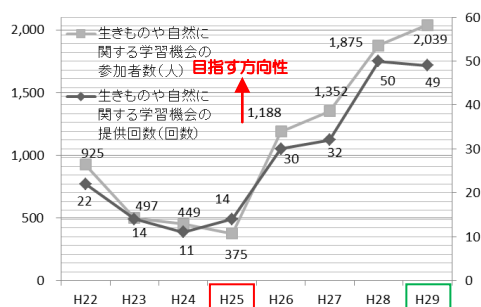
【目指すまちのすがた】

- ・生きものや自然と触れ合う機会が増えています。
- ・多様な生きものが生息・生育できる環境が整っています。

【設定した環境指標の状況】

「生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数」(5-1)

小学校での環境教育を実施したほか、茨木市環境教育ボランティアによる自然観察講座を実施したため、生きものや自然に関する学習機会の提供回数・参加者数が49回・2,039人となりました。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ホタルの生育できる環境づくり(農とみどり推進課)

都市部における自然回帰として、自然豊かな西河原公園において、ゲンジボタルの生息環境を整えたいうえてホタルを保護し、ホタルと触れ合う機会を創出することで、自然環境の大切さを啓発しています。これまでは飼育幼虫を放流していましたが、新たな段階として、生息環境の改善を進めながら、平成28(2016)年度より飼育を中止し、公園の自然環境下でのホタルの自生状況の検証に取り組んでいます。



ホタル鑑賞会の時期の西河原公園の様子

■河川体験型環境教育事業(探してみよう!川の生きもの)の実施(環境政策課)

→5-1と関連

市民に豊かな茨木の自然を感じてもらい、自然環境や生物多様性に対する環境意識を高めてもらうため、安威川(桑ノ原橋上流)と大正川(天王小学校前)で河川体験型環境教育事業を行いました。

捕獲した魚や水生昆虫の同定を行うことで、身近な川に生息する生物について学びました。また、在来種と外来種を実際に見ながら話を聞くことで、外来種の生態系への影響について知る機会となりました。



桑ノ原橋上流での様子

■アライグマ・ヌートリアの被害対策（農とみどり推進課）

アライグマによる農作物被害や住宅のベランダへの侵入等の生活環境被害が急増、また、南米原産のネズミの仲間、大きなオレンジ色の前歯が特徴のヌートリアによる農業被害の報告も出ています。ともに「特定外来生物」に指定されており、本市では、「箱わな」を使い、市民等の協力を得て捕獲活動を実施しました。



ヌートリア



市で貸出している箱わな

特定外来生物

「特定外来生物」とは、外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から外来生物法によって指定された生きものです。特定外来生物に指定された生きものについては飼育、栽培、保管及び運搬することや、**野外へ放つ、植える及びまくこと等が原則禁止**されます。

クビアカツヤカミキリは幼虫がサクラやウメ、モモ、スモモ、カキなどの樹木の中に入り込み、木の内部を食い荒らしてしまう外来昆虫です。加害された木は衰弱し、やがて枯れてしまいます。

平成24(2012)年に日本国内で初めて発見されて以来、全国各地に次々と分布を拡大し、街路樹や果樹園で被害が出ています。被害の拡大を食い止めるためには、見つけたら早期に駆除することが重要です。

なお茨木市では、発見されておりませんが、見かけましたら、環境政策課までご連絡ください。

(出典：環境省)

※茨木市で発見されている特定外来生物について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/biodiversity/ikimono/gairai/38148.html>



クビアカツヤカミキリ

北部地域のプロジェクトについて (安威川ダム)

安威川ダムについては緑地の保全・回復等に努めた工事が進められており、ダム湖周辺整備では周辺の自然環境と調和の取れた整備を検討しています。

工事状況はダム本体の基礎掘削（岩盤まで表土を取り除く作業）が完了し、ダムの底に設置される監査廊整備等、本格的なダム堤体の盛り立てに向けた準備を進めています。



安威川ダム完成予想図

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針(1) 省エネルギーの実践及び普及啓発

【目指すまちのすがた】

- ・市民等の環境に関する意識が高まり、省エネルギーの実践が進んでいます。

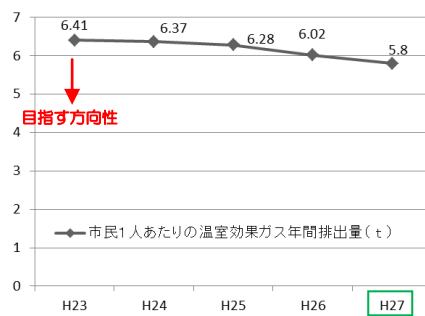
【設定した環境指標の状況】

「市民1人あたりの温室効果ガス年間排出量」 (6-1)

部門別排出量など、詳細は別添茨木市地球温暖化対策実行計画進捗状況を参照してください。

参照しているデータの算出方法が変更になったため、平成23(2011)年度の数値が、環境基本計画掲載の数値と異なります。

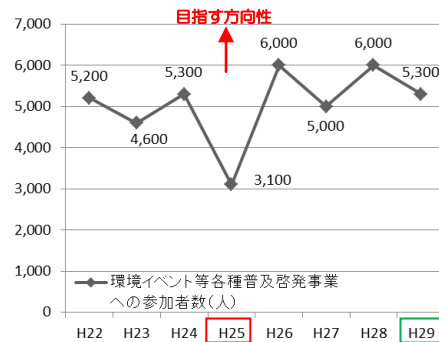
※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



※基準年度は平成2(1990)年度

「環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数」(6-2)

環境フェアを農業祭と同日開催としましたが、当日が雨天であったため、環境イベント等各種普及啓発事業への参加者数が5,300人となりました。

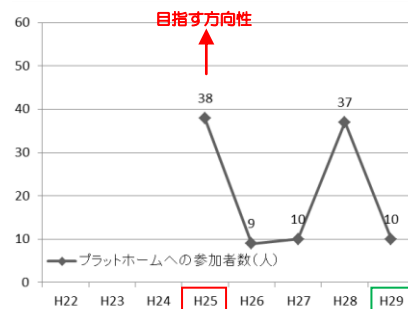


「プラットフォームへの参加者数」

平成29(2017)年度はプラットフォームを1回開催し、いばらき環境(エコ)ポイント制度やCOOL CHOICE CHALLENGEの拡充策について話し合いました。

※プラットフォームとは、市民や事業者など様々な主体の方が集まり、それぞれの取組やアイデアを持ち込み情報交換や勉強会を行う場のことです。

※一般募集はしておりません。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

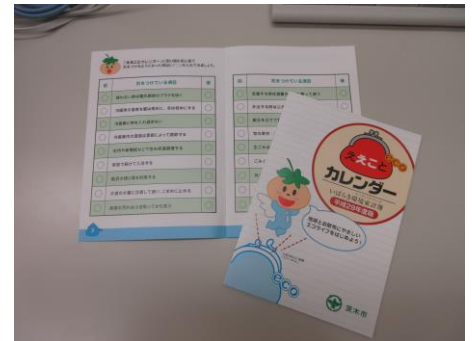
■「見える化」の推進（省エネナビ・ええことカレンダー〈いばらき環境家計簿〉）（環境政策課）→6-1と関連

省エネナビは、今使っている電気の量をリアルタイムに把握できるものです。本市では省エネナビの貸出を行っています。

ええことカレンダーは家庭で使用する電気・ガス・水道などの使用量やごみの排出量を記録し、二酸化炭素の排出量を産出することで、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が私達の生活からどれだけ発生しているかを知り、排出量を減らす行動を実践していただくためのものです。

ええことカレンダーを環境啓発イベントで配布するほか、エコ川柳を募集するコンテストを実施し、優秀作品を次年度のええことカレンダーに掲載するなど、普及促進に努めています。また、ええことカレンダーの実施結果を提出された市民には、他の家庭がどのくらいの二酸化炭素を排出しているのかを比較できる結果報告を送付し、取組の振り返りと継続に役立てています。

※ええことカレンダーの実施状況は巻末別添の別13に記載されています。



ええことカレンダー

■茨木市地球温暖化対策実行計画の推進（環境政策課）

茨木市地球温暖化対策実行計画では、市民一人あたりの排出量について削減目標を掲げ取り組みを推進しています。平成29(2017)年度の取り組み状況等は、巻末の別添をご参照ください。

■エコオフィスプランいばらき（第4版）の推進（環境政策課）

本市では、エコオフィスプラン（第4版）を実践し、市の事務事業において排出する温室効果ガスについて、平成23(2011)年度を基準として7%の削減目標を掲げています。平成29(2017)年度は、基準年度比では3.2%、前年度比では2.1%の増加となりました。なお、エネルギー使用量については、基準年度比では2.1%の削減、前年度比では4.1%の増加となりました。

■環境啓発イベントの実施（環境政策課）→6-2と関連

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に、環境フェアなどの環境啓発イベントを実施しています。平成29(2017)年度は、「イマとミライをつなげる 次なるCOOL CHOICE」をテーマに、11月18日・19日に、茨木市市民総合センター（クリエイティブセンター）等にて実施しました。同日開催の農業祭の参加者の誘導を見込んで、中央公園北グラウンドの会場を拡充し、実施しました。



いばらき環境フェア 2017

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針（2）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

【目指すまちのすがた】

- ・化石燃料に依存しない、再生可能エネルギー等の導入により、低炭素な暮らしや事業活動の普及が進んでいます。

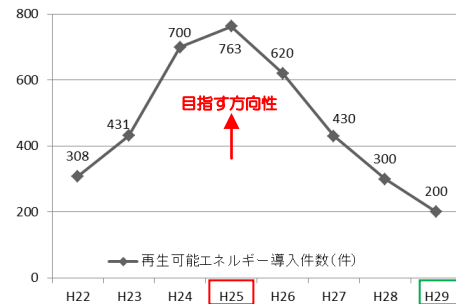
【設定した環境指標の状況】

「再生可能エネルギー導入件数」（7-1）

平成25（2013）年度以降、再生可能エネルギー導入件数は減少しています。これは、固定価格買取制度の買い取り価格が毎年下がっているためと考えられます。

※再生可能エネルギーとは、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。

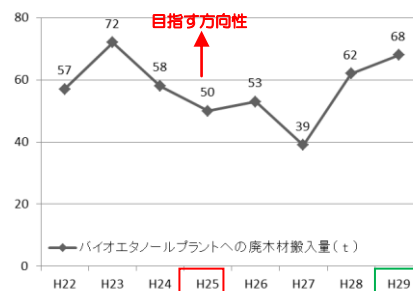
※茨木市所管施設での導入状況は、資料編p50～51に記載しています。



「バイオエタノールプラントへの 廃木材搬入量」

平成29(2017)年度は、剪定ごみに含まれる幹等が多かったため、バイオエタノールプラントへの廃木材搬入量が前年度に比べ増加しています。

※バイオエタノールプラントとは、廃木材を原料として、燃料用バイオエタノールを製造する施設のことです。



※木質ペレット等の製造工場への、間伐材の搬入量は、搬入先の辞退申し入れにより把握出来る数値がありません。

□：基準年度 □：最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■太陽光発電システム設置場所の貸し出し（水道部総務課）→7-1と関連

平成28(2016)年度から再生可能エネルギーの導入促進を目的に、水道施設の一部を太陽光発電システムの設置場所として、公募により決定した民間事業者の有償貸出ししています。

平成29(2017)年度の合計発電量は203,325kWhでした。

■LED導入事業（総務課）（公園緑地課）（建設管理課）

環境負荷の低減及び省エネルギー化を図るため、平成24(2012)年度から年次的に庁舎へLED照明設備を導入しており、平成29(2017)年度は本館、南館の一部で導入しました。平成29(2017)年度の導入状況は、本館93本、南館754本です。これにより、年間で2,929kW（蛍光管比）と電気料金35,380円（蛍光管比）の削減につながりました。

また、元茨木川緑地では、老朽化した公園灯のLED化を平成27(2015)年度において完了しました。残りの比較的設置年度の新しい公園灯は、将来的にLED化への転換を図ります。

そのほか、街路灯1,891灯をLEDに転換し、街路灯全体でのLED化進捗率は約78%になりました。2020年度末において、LEDへの転換率100%を目標に順次進めています。

■雨水貯留タンク（下水道施設課）

雨水貯留タンクに、雨どいから流れた雨水を貯めることで、庭への散水や花・木への水やりなどに利用することができます。また、下水道へ雨水が流出することを抑制するため、本市では雨水貯留タンク設置者に対する補助制度を設けています。平成29(2017)年度は12件の実績がありました。



雨水貯留タンク

■雨水浸透ます（下水道施設課）

雨どいからの雨水排水を、雨水浸透ますによって地中に浸透させることで、土地の保水力を向上させることができます。このことは、ヒートアイランド対策になるほか、下水道へ雨水が流入することを抑制する効果があるため、本市では雨水浸透ますの普及促進に努めています。



雨水浸透ます

基本施策3 ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす 取組方針(3) 低炭素な暮らしや事業活動の推進

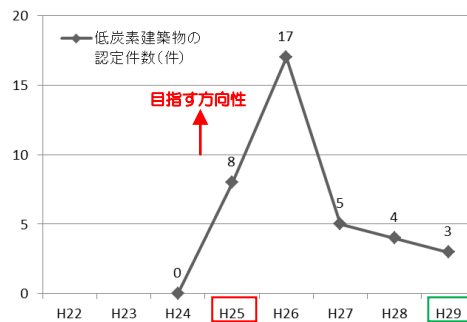
【目指すまちのすがた】

- ・再生可能エネルギーの創出やエネルギーの有効活用が進んでいます。
- ・公共交通機関の積極的な利用や、電気自動車など環境に配慮した自動車の利用が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

「低炭素建築物の認定件数」

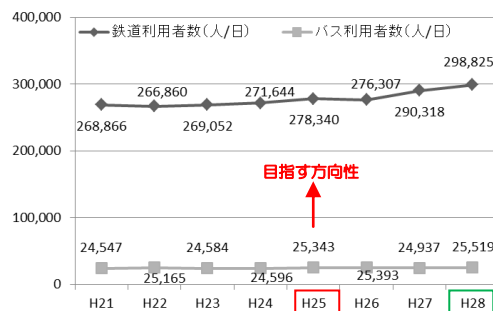
低炭素建築物の認定制度は平成24(2012)年12月から開始し、平成29(2017)年までに37件の建築物を認定しています。



「鉄道利用者数・バス利用者数」(8-1)

鉄道利用者数・バス利用者数ともに昨年度から約2%増加しました。

※集計が完了している年度の数値を掲載しています。



□: 基準年度 □: 最新年度

～二酸化炭素の排出削減のための工夫～

茨木市では、市の事務事業により発生する温室効果ガスの排出抑制のため、オフィスにおける節電・省エネルギー対策を推進しています。

具体的には、ノー残業デー(水曜日)の継続、照明機器の間引き(LED照明除く)、昼休みの消灯徹底、パソコン画面の照度の低減及び不使用時の休止モードの徹底といった取組みを、年間を通じて行っています。

また、エネルギーの消費が増加する夏季(7月1日から9月30日)と冬季(12月1日から3月31日)については、温室効果ガスの排出抑制に向け一層の省エネルギー・節電に取り組んでいます。

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■エコドライブ研修の実施（環境政策課）

→8-1と関連

車から排出される二酸化炭素の量を極力抑え、地球温暖化防止を図ることを目的としてエコドライブ研修を実施しました。研修には市職員53人・市内事業者78人が参加し、自動車排気ガスによる環境への影響やエコドライブの実践方法について学びました。



研修の様子

■スマートムーブ（エコカー、カーシェアリング等）の普及促進（環境政策課）

本市では、地球温暖化対策実行計画に基づき、走行中に二酸化炭素を排出しない電気自動車や、排出量の少ないエコカーの普及を促進し、環境にやさしいまちづくりを進めています。また、カーシェアリングについては、いばらき環境（エコ）ポイントの対象とすることで、利用の促進に努めています。



いばらき環境フェアでのエコカーの展示

■公用車へのエコカー率先導入（環境政策課）

本市の環境保全に向けた率先実行計画（エコオフィスプランいばらき）に基づき、公用車の更新時には、可能な限りエコカーの導入に努めています。

公用車のエコカー導入状況（平成30(2018)年3月現在）は、天然ガス車1台・ハイブリッド車11台・超低燃費車13台です。

※超低燃費車とは、平成22(2010)年度燃費基準+25%達成車又は平成27(2015)年度燃費基準達成車よりも高い燃費性能を有する自動車のことです。

基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針(1) 減量化の推進

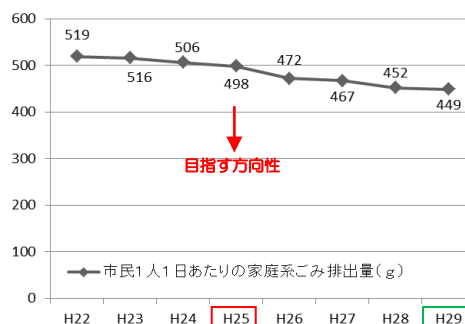
【目指すまちのすがた】

- ・家庭系ごみや事業系ごみが減少しています。
- ・不適正ごみの搬入を未然に防ぎ、ごみの減量化・適正化が図られています。

【設定した環境指標の状況】

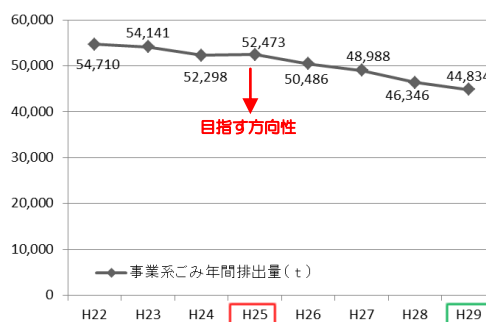
「市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量」 (9-1)

平成29(2017)年度の市民1人1日あたりの家庭系ごみ排出量は449gでした。



「事業系ごみ年間排出量」(9-2)

平成29(2017)年度の事業系ごみ排出量は44,834 t (前年度比1,512 t 減)でした。これは、一部の多量排出事業者において特段の減量対策が講じられたためと考えられます。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ 生ごみ処理容器購入費の補助(資源循環課) →9-1と関連

生ごみを資源として有効利用するため、電源を必要としないコンポスト容器及び電源を必要とする電気式の生ごみ処理機を購入・設置する市民に補助を行っています。平成29(2017)年度は、電源を必要としないコンポスト容器14基、電源を必要とする電気式の生ごみ処理機38基の補助を行いました。

※補助件数については資料編p52に記載しています。



電気式の生ごみ処理機

■ 事業所生ごみ処理機導入事業補助の実施(資源循環課) →9-2と関連

事業所における生ごみの自己処理を促進し、市が処理する事業系一般廃棄物の減量化を目的として、市内の医療法人、学校法人、社会福祉法人、中小企業を対象に、生ごみ処理機の導入に要した経費の一部補助を行いました。

※平成29年度をもって終了しました。

■ダンボールコンポスト講習会の実施（資源循環課）→9-1と関連

一般家庭の生ごみ減量や意識啓発につなげるため、ダンボールコンポスト講習会を実施しました。平成29(2017)年度は廃棄物減量等推進員を対象として3回実施し、64名の推進員に参加いただきました。講習会では、いばらき童子をデザインしたダンボールコンポストを配布し、講習会終了後は実際にご家庭で取り組んでいただきました。

※ダンボールコンポストとは、ダンボールを利用した堆肥化容器のことです。



ダンボールコンポスト講習会の様子

■事業所訪問の実施（資源循環課）→9-2と関連

月3トン以上の一般廃棄物を排出する事業者（多量排出事業者）を対象に、事業系一般廃棄物減量計画書の提出及び廃棄物管理責任者の届出を求めています。

平成29(2017)年度は減量計画書に基づき、多量排出事業者67社を訪問し、事業所啓発パンフレットの配布、廃棄物の減量化・再資源化の取組状況の把握及び指導を行いました。



事業所訪問の様子

■廃棄物展開検査等の実施（環境事業課）

不適正廃棄物の搬入を防止するため、環境衛生センターでは、持ち込まれるごみの内容をチェックし、不適正廃棄物の搬入があった場合には、搬入者に持ち帰りを指示しています。



廃棄物展開検査の様子



基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針(2) 再資源化の推進

【目指すまちのすがた】

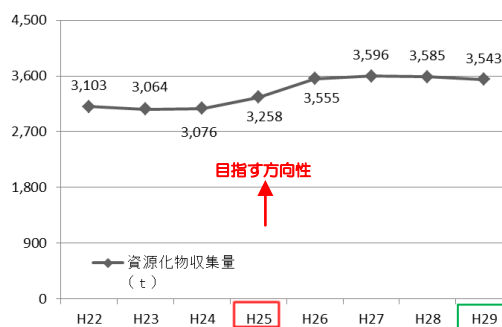
- 家庭や事業所のごみが、きちんと分別されています。
- ごみの資源化率が上昇しています。

【設定した環境指標の状況】

「資源化物収集量」(10-1)

平成29(2017)年度の資源物収集量は3,543 tでした。資源化物の収集品目は、缶、ビン、ペットボトル、古紙、古布です。

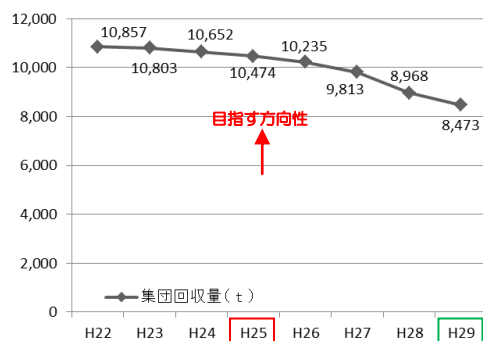
※資源化物収集量の詳細は資料編p54に記載されています。



「集団回収量」

登録団体数は年々増加していますが、回収実績の大半を占める古紙の回収量は減少しています。これは、新聞・雑誌の購読数の減少が大きな要因として考えられます。(平成29(2017)年度から、より多くの団体に集団回収に取り組んでいただけるよう、集団回収報奨金の支給要件を緩和)

※集団回収量の詳細は資料編p52に記載されています。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■ 茨ごみプリの運用（資源循環課）→10-1と関連

ごみの収集日や分別について調べることができるスマートフォン向け無料アプリ「茨ごみプリ」を平成28(2016)年1月から配信しています。出前講座受講者や転入者等多くの市民に向けてチラシを配布するなど、周知に努めた結果、累計ダウンロード数は12,500回を超えました(平成30(2018)年3月末日現在)。アプリ内のデータは、都度更新を実施し、最新の情報が閲覧できるようにしています。



アプリのホームアイコン



「茨ごみプリ」周知チラシ

■ 出前講座の実施（資源循環課）→10-1と関連

小学校や自治会等でごみの分別や3Rをテーマとした出前講座を実施しました。ごみの分別や3Rを周知啓発することで、ごみの減量化や再資源化に対する意識を持っていただくことを目的としています。平成29(2017)年度は小学校21校、自治会1団体、その他2団体で出前講座を実施しました。



自治会での出前講座の様子

■ 3Rキャンペーンの実施（資源循環課）→10-1と関連

市民に3Rの周知と意識の向上を図り、ごみの減量と再資源化を進めることを目的に、廃棄物減量等推進員と協力して10月の「3R推進月間」に啓発キャンペーンを実施しました。



3Rキャンペーンの実施

■ ごみ減量化・再資源化の促進（事業者向け）（資源循環課）→10-1と関連

事業系ごみの減量化と再資源化の取組を推進するため、茨木市と市内事業所を委員として構成する茨木市事業系ごみ減量化推進懇話会を開催し、情報交換を行いました。また、廃棄物管理責任者を対象とした研修会を開催し、事業系ごみの減量化・再資源化のための啓発・提言を行いました。



廃棄物管理責任者研修会の様子

■事業所等紙ごみ分別ボックス購入事業補助の実施（資源循環課）→10-1と関連

事業所等における紙ごみ（OA用紙、ダンボール及び雑古紙など）の再資源化を促進し、事業活動に伴って排出される一般廃棄物の減量化を図ることを目的として、紙ごみ分別ボックスを購入し設置する市内の事業所を対象に、購入費の一部補助を行っています。



事業所等紙ごみ分別ボックス 購入事業補助制度チラシ

■携帯電話専用回収ボックスによる回収を開始（資源循環課）

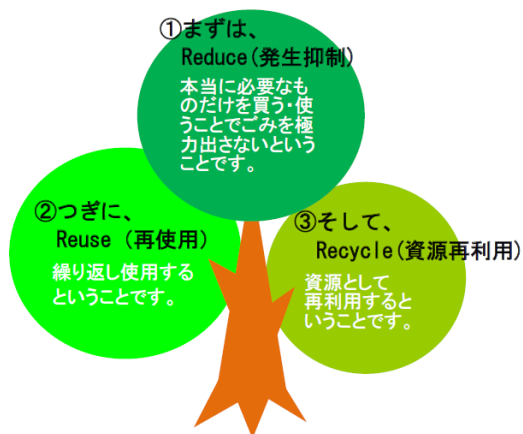
携帯電話やスマートフォンに含まれるレアメタルと呼ばれる貴重な金属を再資源化するために、7月1日から専用回収ボックスを市役所、環境衛生センター及び市民体育館に設置しました。また、イベントにも臨時で設置し、408台・約49.4kgを回収しました。（回収された金属の内、金・銀・銅は、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」（東京2020組織委員会主催）の一環として、東京2020オリンピック・パラリンピックのメダル作製に使用されます。）



携帯電話専用回収ボックス

～3R（スリーアール）とは～

「3R（スリーアール）」とはごみを減らすために大切な3つの行動の頭の文字をとって作られた言葉で、Reduce（発生抑制）、Reuse（再使用）、Recycle（資源再利用）の順番どおりに取り組むことが大切です。



基本施策4 きちんと分別で資源の循環をすすめる 取組方針(3) 適正処理の推進

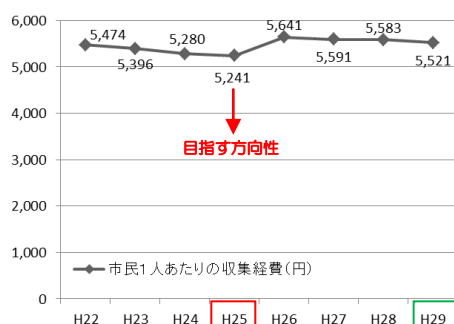
【目指すまちのすがた】

- ごみが適正に分別収集され、資源の循環が進んでいます。
- ごみの効率的な処理に努め、ランニングコストの抑制が図れています。
- 新たな炉の建設が進んでいます。

【設定した環境指標の状況】

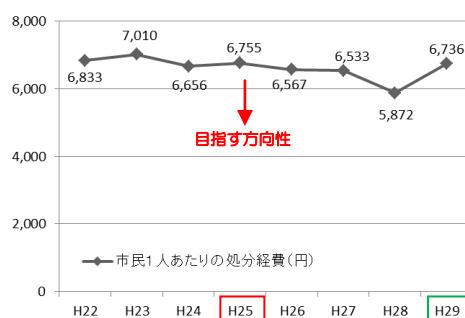
「市民1人あたりの収集経費」

平成29(2017)年度の収集経費は減少しました。これは、ごみ収集量の減少によるものと考えられます。



「市民1人あたりの処分経費」

平成29(2017)年度の処分経費は増加いたしました。これは、燃料負荷の増加によるものと考えられます。



□: 基準年度 □: 最新年度

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■一般廃棄物処理基本計画の推進(資源循環課)

茨木市の一般廃棄物処理における、平成28(2016)年度から2025年度の指針として、平成28(2016)年3月に現行の「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ排出量の目標値を設定しています。基準年度である平成26(2014)年度からの変化に注目すると、平成29(2017)年度は家庭系ごみで4.7%減、事業系ごみで11.2%減となり、目標値に向けて、着実に減量が進みました。



一般廃棄物処理基本計画表紙

■資源物持ち去りパトロールの実施（資源循環課）

茨木市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例で、資源物（缶・びん・ペットボトル、古紙、古布）の持ち去り行為を禁止しています。資源物持ち去り対策として、集積場所に設置する啓発看板や啓発シートの配布、ごみ出しのルール徹底等の啓発を行うとともに、職員による巡回パトロールを実施しています。平成29(2017)年度は21回実施しました。



資源物持ち去り禁止シート



資源物持ち去り禁止啓発看板

■スマイル収集（環境事業課）

ごみ収集はステーション（ごみ集積場所）方式で行っていますが、ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対して、決まった曜日に戸別訪問し、ごみ収集を行っています。

■ごみ処理施設の整備（資源循環課）

2026年度に到来する本市廃棄物処理施設の耐用寿命に備え、資源循環課と環境事業課とで環境に配慮した施設の整備方法について検討・協議を行ってきた結果、基本方針として既存施設を延命化することとしました。施設の更なる長寿命化に向け、循環型社会形成推進地域計画の策定および精密機能検査を実施しました。

～茨木のごみ処理施設について～

多様化するごみ質に対応し、溶融残さの再資源化を図り、有効利用するため、昭和55(1980)年度に、全国で初めてとなる高温溶融処理方式のごみ処理施設（処理日量100t以上）を竣工しました。その後、平成7(1995)年度及び平成10(1998)年度に更新等を行いました。現在は同処理方式の3炉（150t/日×3炉）でごみ処理を行っており、ダイオキシン類をはじめとする公害防止対策にもその効果を発揮しています。また、その運営にあたっては、ごみを効率的に処理できるよう、炉の性能を維持しながら、化石燃料の使用割合を抑えるように努めています。



環境衛生センター



ごみピット

環境意識・環境教育・環境行動

これまで掲げてきた4つの基本施策を横断する要素として「環境意識・環境教育・環境行動」を位置づけています。

平成29(2017)年度に実施した主な取組内容の紹介

■茨木市環境教育ボランティア

市民等が環境の学習会、研修会、観察会などを実施する際に、ボランティアの講師としてその支援をしていただける方を「茨木市環境教育ボランティア」として市に登録しています。

平成29(2017)年度は、延べ259人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。また、茨木市環境教育ボランティア連絡会が企画を行い、身近な環境をテーマとした「身近な環境と向き合う連続講座」、北部の自然をテーマとした「自然と親しむ探検講座」を実施しました。

※環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数の推移につきましては、巻末別添の別11のグラフをご覧ください。

※ボランティアに登録されている方の実施している学習会のメニュー（環境学習メニュー）について

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/volunteer/1450658479982.html>



身近な環境と向き合う連続講座の様子

■小学校向け環境学習プログラムの活用

平成29(2017)年度は小学生を対象とした環境教育を充実させることを目的に、主に小学校の授業内で実施できる環境学習のプログラムをまとめた「茨木市環境教育ボランティアによる小学校向け環境学習プログラム」冊子を作成しました。作成した冊子は各小学校に配布し、小学校13校から20プログラムの実施について依頼がありました。延べ1,607人の児童が自然観察や自然工作、環境講座を通して、環境について学びました。

また、小学校が長期休暇となる夏・冬・春には、小学生とその保護者を対象とした環境学習講座を6講座実施しました。

※小学生向け環境学習プログラムについて

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyojiku/volunteer/1450658642402.html>



小学校向け環境学習プログラム
安威川探検の様子

■こどもエコクラブへの支援

こどもエコクラブとは、幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブです。平成29(2017)年度は、本市に8クラブ、メンバー36人、サポーター48人の登録があり、市が情報提供した環境講座に参加するなど、自主的な活動を行いました。

■冊子「かんきょう」

生活環境・地球環境について小学生にも学習してもらうことを目的に、4年生にはごみについて、5年生には地球温暖化などの環境問題について、分かりやすく伝えるための副読本を作成し配布を行いました。なお、当該冊子は市HPにてダウンロードすることができます。

※冊子「かんきょう」ダウンロードページ

<http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/kyoiku/ssasikankyo.html>



小学校4・5年生向け環境副読本

■環境市民講座の実施

市民の環境保全に関する知識、意識の向上を図るため、また、自発的な環境学習へのきっかけづくりとするため、環境市民講座を開催しました。平成29(2017)年度は、環境をテーマとした実験ショーを行いました。



環境市民講座の様子

■環境職員研修

市職員の環境に対する意識を向上し、「エコオフィスプランいばらき(第4版)」を推進するため、環境職員研修を実施しました。平成29(2017)年度は、「地球温暖化対策の現状と身近な省エネルギーの取組について」というテーマで、地球温暖化の現状についての知識を習得するとともに、職員が自らの行動につなげていけるようその対策について学びました。



環境職員研修の様子

■エコポイント制度の実施

市民の環境に配慮した行動を促進し、環境意識の向上を図るため、市が指定した環境にいい行動をするとポイントがたまり、ポイントがたまると抽選で豪華景品が当たる、いばらき環境(エコ)ポイントを実施しました。平成29(2017)年度から協賛制度を開始し、事業所10団体に景品をご提供いただきました。

※エコポイント配布の対象講座一覧表及び景品一覧表について

http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/sangyo/kankyos/menu/tik_yuondanka/ibaraki_ecopoint/1469433654154.html



エコポイントチラシ

環境基本計画の推進体制

環境基本計画を着実に推進するための体制について

■環境審議会

「茨木市環境基本条例」第24条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を審議するため、平成15(2003)年12月に「茨木市環境審議会」を設置しました。

委員は12人で学識経験者、各種団体の関係者、市民委員等で構成されています。任期は条例で2年と定められています。

この審議会には、公募による市民委員2人にも参加していただいています。平成29(2017)年の委員名簿は右表のとおりです。

審議会は原則として全て公開となっており、開催前には日時・会場等が公開されますので、ぜひ傍聴してみてください。また、会議録は会議資料もあわせて情報ルームに設置するとともに、ホームページでも公開しています。

平成29(2017)年度の審議会の開催状況については下表のとおりです。

環境審議会委員名簿（50音順）

平成30年2月21日現在

氏名	備考
石山 郁慧	NPO法人 nature works
岩淵 善美	平安女学院大学短期大学部教授
奥野 美鈴	茨木商工会議所
久米 辰雄	京都工芸繊維大学特任教授
玉井 昌宏	大阪産業大学教授
天保 好博	環境教育ボランティア
前迫 ゆり	大阪産業大学大学院教授
増田 悦子	市民委員
三上 雅弘	イオンモール茨木
三輪 信哉	大阪学院大学教授
武蔵野 實	大阪成蹊大学学長
山田 俊一	市民委員

審議会の開催状況

回数	開催日時	場所	議事の概要
第一回	平成29年9月25日（月）	茨木市役所 南館3階 防災会議室	①いばらきの環境について（平成28年度年次報告書）

環境基本計画の進行管理

環境基本計画は、PDCAサイクル(Plan(計画) - Do(実施) - Check(点検・評価) - Action(改善))による進行管理を行うとともに、環境像の実現に向けた継続的改善を図ります。

平成29(2017)年度の取組状況を把握し、環境審議会に報告したところ、以下のとおり助言をいただきました。

■環境審議会による助言

「平成30年度版 いばらきの環境（案）（平成29年度実績報告書）」を審議会にて検討いたしました。その結果として、審議会からの助言を以下に述べさせていただきます。

1) 図表、写真ならびに説明が、市民の皆様により読みやすく、理解しやすいよう、色使いやグラフの表現、対応する説明のわかりやすさなど、さらなる工夫が必要です。

2) 平成27年度より始まった茨木市のエコポイント制度は、市民の皆様には環境の大切さを知っていただき、また自らも貢献できる重要な機会でもあるので、制度のあり方を市民の皆様にご理解いただけるよう、「いばらきの環境」の中でも紹介し、わかりやすく、広く周知していくことが必要です。

3) 市民の皆様が、自ら環境にやさしい行動や、活動ができるよう、たとえば生ごみ処理機の助成制度のような、環境に関する各種助成制度を一覧にして、お伝えするページを設けることが必要です。

4) 昨今、世界的にも、また国内的にもマイクロプラスチック問題やSDGs（持続可能な開発目標）が地球規模の課題として取り上げられています。このような市の外部の動向も注視し、市の環境施策の中でも今後検討する必要があります。

5) 資源の循環に関して、3Rの考え方にそったわかりやすい説明が必要です。またプラスチック廃棄物は大型店舗回収や市の回収などのルートがありますが、今後どのようにしてゆくか、また集団回収と資源回収の関係など、総合的、長期的な視点からの施策を検討する必要があります。

6) 市民の皆様がさらに理解を深められるよう、「いばらきの環境」の中で記すことのできなかった資料類や、関連サイトなどのURLを記したり、使われている専門用語の簡単な注釈をつける表現が必要です。

7) 「いばらきの環境」は、環境施策の結果を示し、評価するための資料として提供されていますが、評価ののちに、今後、どのようなアクションを市として、あるいは市民・事業者として、とるべきか方向を示すことは必要です。

8) 「いばらきの環境・資料編」では、数値で評価できるデータが記載されていますが、「いばらきの環境・実績報告書」で示されている内容と対応する記載が必要です。

以上が審議会からの助言になります。

平成29年は台風や大雨、酷暑など、茨木市域にも大きな被害をもたらしました。また、世界を見渡しても、各国で頻繁におきる異常な気象やもたらされる自然災害が散見され、地球温暖化の影響かと思われるような擾乱が続いています。

このような変化の中で、世界レベルでも、あるいは地域レベルでも、市民、事業者、行政のさらなる環境への取り組みを深化していくことが求められています。国際的にも共通認識となりつつある「持続可能な開発目標（SDGs）」を市域でも具体化していくことが大切です。

茨木市の環境行政が、このような動向にそって、三者協働で、さらによりよい環境を目指していくことが必要です。

以上

平成30年10月29日

茨木市環境審議会

会長 三輪 信哉

■実施計画の施策評価（取組の評価について）

実施計画の施策評価とは、茨木市第5次総合計画に基づき策定した実施計画の取組の進捗を管理するために実施しているものです。評価にあたっては、毎年度実施する市内部における評価に加え、学識経験者による外部評価を隔年で実施しています。

施 策	取 組	取組の評価 (参考指標)	総合評価	ページ番号
いこちの良い生活環境をたもつ	健康に過ごすことができる生活環境の保全			6・7・8
	新たな環境課題への対応			9
	快適環境の保全			10・11
バランスのとれた自然環境をつくる	都市とみどりの共存			12・13
	自然資源の利用の推進			14・15
	生物多様性の保全			16・17
ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす	省エネルギーの実践及び普及啓発			18・19
	再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進			20・21
	低炭素な暮らしや事業活動の推進	-		-
きちんと分別で資源の循環をすすめる	減量化の推進			24・25
	再資源化の推進			26・27・28
	適正処理の推進			29・30

参考指標を設定している項目について、取組の評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	すべての参考指標が目標値に向けて順調に推移している。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っているが、目標値の達成は可能である。
	一部の参考指標の推移が目標水準を下回っており、目標値の達成が困難である。
	すべての参考指標の推移が目標水準を下回っているなど、多くの目標値の達成が困難である。

総合評価欄のマークの意味は次のとおりです。

	施策の方向性に沿って順調に進行している。
	施策の方向性に沿っておおむね順調に進行している。
	施策の方向性に沿った進行にやや遅れが生じている。
	施策の方向性に沿った進行に大幅な遅れが生じている。

※茨木市総合計画の実施計画を評価したものであり、この評価が直接的に環境基本計画に反映されるものではありません。

茨木市環境基本条例

平成15年3月31日

条例第27号

私たちが暮らす茨木は、京阪神を結ぶ要路にあり、さらに、北摂の山々と清らかな流れをもつ、水と緑に恵まれた地であり、この良好な「環境」は市民全体の共有の財産である。

しかしながら、私たちは日常生活や事業活動において、物質的な豊かさや便利さを追求するあまり、大量の資源やエネルギーを消費し、環境への負荷を著しく増大させてきた。その影響は地域の環境にとどまらず、すべての生命の生存基盤である地球環境を脅かすまでに至っている。

私たち人類は、生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを改めて自覚し、環境と密接にかかわる私たちの生活のあり方を見直さなければならないという共通の課題に直面している。

安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受することは、すべての市民が共有する権利であり、かけがえのない地球環境と健全で恵み豊かな地域環境を保全し、将来の世代に引き継いでいくことは、すべての市民の責務である。

このような認識に立って、これまでの生活や事業活動を自ら問い直し、市、事業者及び市民が互いに連携し、協働することによって、人と自然が共生する、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を創造するために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が安全かつ健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、微妙な均衡を保つことにより成り立つ自然の生態系に配慮するとともに、自然環境を適正に維持し、向上させることによって、人と自然が共生する都市を実現することを目的として行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることによって、持続的発展が可能な循環型社会を構築することを目的として行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、社会経済活動における環境への配慮その他の環境の保全等に関する行動が、市、事業者及び市民の公平な役割分担の下に協働して行われることによって、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。

5 地球環境の保全は、市、事業者及び市民のすべての活動において、自らの課題として、積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、事業者及び市民の自主的な環境の保全及び創造に関する活動への取組を支援する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、自らの責任において、公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するように努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するように努めなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(施策の基本方針)

第7条 環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。

- (1) 大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康を保護し、及び生活環境を保全すること並びに地域の特性を活かした良好な都市景観の形成等により快適な都市環境を創造すること。
- (2) 野生生物の生息及び生息環境への配慮等により豊かな生態系を保持すること、河川、森林等の自然環境を適正に保全すること及び人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (3) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの効率的利用その他の省資源及び省エネルギーを徹底することにより、天然資源の消費を抑制すること。
- (4) 市、事業者及び市民すべてが、事業活動及び日常生活において環境に十分に配慮するなど自主的かつ積極的に行動することにより、環境への負荷を低減すること。
- (5) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に積極的に取り組むことにより、地球環境を良好な状態に保持すること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標及び総合的かつ長期的な施策大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

4 環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ第24条に規定する茨木市環境審議会の意見を聴かななければならない。

5 環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

(年次報告)

第10条 市は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(環境影響評価)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行う事業者が、あらかじめその事業の実施に伴う環境への影響について自ら調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、前項の事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全及び創造を図るため必要があると認めるときは、必要な規制の措置を講じるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第13条 市は、環境への負荷を低減するため、事業者及び市民による廃棄物の減量、資源の循環的利用、エネルギーの効率的利用等が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(公共施設の整備等)

第14条 市は、公共下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全及び創造に資する施設の整備を推進するものとする。

2 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量のために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(監視体制の整備)

第15条 市は、環境の状況を把握するために必要な監視、測定及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に推進するための体制を整備するものとする。

(自主的活動の支援)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「市民等」という。）が自ら行う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資する活動を促進させるため、技術的な指導又は助言その他の必要な措置を講じるものとする。

(環境教育、環境学習の推進)

第18条 市は、市民等が環境の保全及び創造について関心と理解を深めるとともに、その自主的な活動が促進されるように、環境に関する教育及び学習の振興について必要な措置を講じるものとする。

(情報の収集及び提供)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する市民等の自主的活動を促進するため、必要な情報の収集及び提供に努めるものとする。

(市民等の参加)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するに当たり、市民等の参加、協力等を得るために必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情の処理)

第21条 市は、公害その他の環境の保全上の支障に係る苦情について、迅速かつ適正な処理を図るよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境の保全等)

第23条 市は、市民等と協働して、地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、地球環境の保全その他広域的な取組を必要とする施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(環境審議会)

第24条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づき、茨木市環境審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

3 審議会は、前項各号に掲げる事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人以内で組織する。

5 委員は、市民、学識経験者その他の者のうちから市長が委嘱する。

6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

7 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

環境に関する主な支援制度一覧

平成 30 年 12 月時点

※事業所対象の支援制度を除く

いこちのいい生活環境をたもつ

取組方針（1）健康に過ごすことができる生活環境の保全

名称	内容	頁
水洗便所改造に係る 貸付金・助成金 (下水道総務課)	くみ取り便所等から水洗便所に改造される際に、必要な資金の貸付や助成を行っています。	7
吹付けアスベスト調査補助 (審査指導課)	吹付けアスベストが施工されているおそれのある民間の建築物を対象に、吹付け材のアスベスト含有調査費用を補助します。	—

取組方針（3）快適環境の保全

飼い猫等の避妊・ 去勢手術の補助 (市民生活相談課)	野良猫を増やさないため、飼い猫・所有者不明猫を問わずに避妊・去勢手術にかかる費用の一部を助成します。	11
ごみステーションの 防鳥ネットの貸出 (環境事業課)	鳥獣によるごみの散乱を防止するため、ごみステーションを利用している取扱責任者（自治会長等）に貸出します。	11
美化活動ベストの貸与 (市民協働推進課)	公共的な場の美化活動を定期的に行っている市内在住・在勤・在学者、または、5人以上で組織された団体を対象に貸出します。	—
清掃用具購入補助 (市民協働推進課)	自治会を対象に、清掃用具購入費用を補助します。（年1回までの申請可） ※簡易な用具の購入に限ります。	—

バランスのとれた自然環境をつくる

取組方針（１）都市とみどりの共存

名称	内容	頁
花と緑の街角づくり 推進事業 (農とみどり推進課)	自治会・子ども会等の団体を対象に、草花の支給や、フラワーポットの貸出をします。	12
民有地緑化助成 (農とみどり推進課)	住宅等への生垣設置・壁面緑化の際に、費用の一部を助成します。	13
みどりのカーテン推進 (環境政策課)	窓の外につる性の植物を育てて作る自然のカーテンをみどりのカーテンといいます。観察記録をつけていただく市民モニターを毎年４月に募集し、苗を配布します。	13
緑の相談 (農とみどり推進課)	花・植木の育て方や果樹・野菜の作り方についての相談を、専門知識を持つ相談員が無料でお答えします。	—

取組方針（３）生物多様性の保全

アライグマ・ヌートリア 捕獲器の貸出 (農とみどり推進課)	特定外来生物であるアライグマやヌートリアによる生活環境被害、農業被害を防止するために、希望者に箱わなを貸し出します。	17
-------------------------------------	------------------------------------------------------------	----

ライフスタイルの見直しで低炭素なまちをめざす

取組方針（２）再生可能エネルギー・省エネルギー設備の導入促進

名称	内容	頁
雨水貯留タンクの設置に係る補助 (下水道施設課)	花・木の水やりにも利用できる雨水を貯められる雨水貯留タンクの設置費の一部を補助します。	21
住宅用太陽光発電システム等 設置補助 (環境政策課)	住宅に太陽光発電システム・家庭用燃料電池（エネファーム）・太陽熱利用システムを設置した市民に、設置費の一部を補助します。	—
住宅の熱損失防止（省エネ） 改修に伴う固定資産税額の減額 (資産税課)	外壁・窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修を行い、一定の基準を満たした場合、改修工事翌年度分の固定資産税額（120㎡相当部分）を減額します。	—

再生可能エネルギー発電設備の課税標準の特例 (資産税課)	一定の要件を満たす再生可能エネルギー発電設備は課税標準の特例の対象となり、固定資産税額(償却資産)を軽減します。	—
---------------------------------	----------------------------------------------------------	---

きちんと分別で資源の循環をすすめる

取組方針(1) 減量化の推進

名称	内容	頁
生ごみ処理容器購入費の補助 (資源循環課)	コンポスト容器及び電気式の生ごみ処理機を購入する市民に、購入額の一部を補助します。	24

取組方針(2) 再資源化の推進

再生資源集団回収報奨金制度 (資源循環課)	集団回収を実施する市内の住民団体等に、回収量に応じた額を報奨金として支給します。	26
苅ごみプリの配信 (資源循環課)	ごみの収集日や分別について調べることができる、スマートフォン向け無料アプリを配信しています。	27

取組方針(3) 適正処理の推進

資源物の持ち去り対策 (資源循環課)	集積場所に設置する啓発看板、啓発シートを希望者に配布します。	30
スマイル収集 (環境事業課)	ごみの持ち出しが困難な高齢者及び障害者の方々の世帯に対し、決まった曜日に戸別で回収します。	30

環境意識・環境教育・環境行動

名称	内容	頁
茨木市環境教育ボランティアの派遣 (環境政策課)	様々な環境の分野の専門の知識や経験を持ったボランティアを紹介し、環境学習の講師として派遣します。	31
エコポイント制度 (環境政策課)	市が指定した環境にいい行動(対象の行動は市広報誌などに掲載)をするとポイントがたまり、抽選で豪華景品が当たります。	32

茨木市
地球温暖化対策実行計画
進捗状況

地球温暖化に関する市・国・海外の主な動き

年	年	市の動き	国内の動き	海外の動き
平成2年	1990年		地球温暖化防止行動計画を策定 温暖化対策を総合的・計画的に推進していくための方針と今後取り組むべき対策の全体像を示した、最初の地球温暖化対策。	
平成9年	1997年			気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)開催→京都議定書 先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間が合意された。
平成10年	1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律 COP3の経過を踏まえ、日本の地球温暖化対策に関する基本方針を定めた法律。	
平成15年	2003年	茨木市環境基本条例を施行 エコオフィスプランいばらき(第2版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成20(2008)年度)	エネルギー基本計画を策定 エネルギー政策の基本的な方向性を示すため政府が策定。	
平成16年	2004年	茨木市環境基本計画を策定 (目標年:平成27(2015)年度)		
平成17年	2005年		エネルギー基本計画(第二次)を策定 2030年に向け数値目標と取り組みを示す。実現すれば約90年比で排出量は30%低減すると試算。	京都議定書発効 発効より法的な拘束力が発生。
平成18年	2006年		エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の改正 地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)の改正 温室効果ガスの算定・報告・公表制度を導入。	
平成20年	2008年		温対法の改正 規模により「地方公共団体実行計画」の策定を義務付け。	
平成21年	2009年	エコオフィスプランいばらき(第3版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成24(2012)年度)	国連気候変動サミット内首相演説 2020年までに温室効果ガス25%削減を表明。	気候変動枠組条約第15回締約国会議(COP15)→コペンハーゲン合意は留保
平成22年	2010年		エネルギー基本計画(第三次)を策定 2030年目標として原発を含むゼロ・エミッション電源比率を34%→約70%に引き上げ等。	気候変動枠組条約第16回締約国会議(COP16)開催→カンクン合意 気温上昇を工業化前2℃以内に抑えるための大幅削減の必要性を共有。
平成23年	2011年	茨木市地域エネルギービジョンを策定 化石燃料の依存度低下により低炭素型社会への転換を図るため、エネルギー対策の方向性や重点プロジェクトを提示。	東日本大震災発生(3月11日) エネルギー基本計画の白紙撤回表明	気候変動枠組条約第17回締約国会議(COP17)開催→ダーバン合意 将来枠組みに向けた道筋に合意、京都議定書第二約束期間の設置が決定(日本は不参加)。
平成24年	2012年	茨木市地球温暖化対策実行計画を策定 <削減目標> 中期(平成32(2020)年度) 平成2(1990)年度比20%減 長期(平成62(2050)年度) 平成2(1990)年度比70%減	革新的エネルギー・環境戦略を策定 省エネ・再エネを推進し、化石燃料依存度を抑制することを基本方針とする。 京都議定書第一約束期間終了 →基準年度比8.4%削減(目標6%削減)を達成	国連持続可能な開発会議(リオ+20)開催 1992年の「国連環境開発会議(地球サミット)」から20年を迎えるにあたり開催したフォローアップ会合。
平成25年	2013年	茨木市環境審議会地球温暖化対策推進部会を設置 地球温暖化対策実行計画の進捗状況管理を目的として設置。 エコオフィスプランいばらき(第4版)(温対法による事務事業編)の策定 (目標年:平成29(2017)年度)	省エネ法の改正 <削減目標(COP19)> 平成42(2030)年度: 平成17(2005)年比3.8%減	気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価IPCC報告書公表 気候システムの温暖化については疑う余地がない旨を明記。 気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)開催→ワルシャワ合意
平成26年	2014年		エネルギー基本計画(第四次)を策定 原子力発電を重要なベースロード電源と位置付け、再エネの導入を3年程度最大限加速、電力システムの改革等。	国連気候変動サミット開催 京都議定書にかわる2020年以降の新たな枠組みを話し合い、温室効果ガス排出量削減により地球の気温上昇を2℃未満に抑制する決意の再確認。
平成27年	2015年	茨木市環境基本計画を新たに策定 (目標年:平成36(2024)年度)	COP21に向けた「日本の約束草案」を決定 <削減目標(COP21)> 平成42(2030)年度: 平成25(2013)年度比26%削減	気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)開催 パリ協定を採択。世界の平均気温上昇を産業革命前と比較して2度未満に抑えることに合意。
平成28年	2016年		地球温暖化対策計画を策定 <削減目標(COP21)> 上記の平成42(2030)年度に平成25(2013)年度比26%削減の目標達成に向けて着実に取り組むこと等を明記	気候変動枠組条約第22回締約国会議(COP22)及び京都議定書第12回締結国会合(CMP12)等開催 2018年のCOP24までにパリ協定の実施指針等を策定することに合意。
平成29年	2017年		日本の気候変動対策支援イニシアティブ2017を発表 気候変動対策について、国内対策に加え途上国と協働してイノベーションを起こしていく「コ・イノベーション」を推進する	

茨木市地球温暖化対策実行計画の進捗状況

市では、平成24年3月に茨木市地球温暖化対策実行計画を策定し、下記のとおり基準年度と温室効果ガス排出量の削減目標を定めました。目標値への取組状況や排出量の経年変化について指標を定め、茨木市環境審議会の地球温暖化対策推進部会で確認のうえ、この「いばらきの環境」に掲載することとしています。

基準年度	平成2（1990）年度	京都議定書第一約束期間の基準年
------	-------------	-----------------

	目標年度	削減目標
中期目標	平成32（2020）年度	基準年度比 -20%
長期目標	平成62（2050）年度	基準年度比 -70%

平成27年度 進捗状況	1人あたりの 温室効果ガス排出量	基準年度比	前年度比
	5.80 t-CO ₂	-17.3%	-3.5%

平成27年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は5.80 t-CO₂で対基準年度比-17.3%、対前年度比-3.5%と年々削減されており、地球温暖化対策への取組の成果が確認できます。中期目標の-20%の達成に向け、今後も温室効果ガス排出量削減の取組を行なう必要があります。

設定した指標

名称	項目	役割
①目標値への 進捗指標	・1人あたりの温室効果ガス排出量 (t-CO ₂ /年・人)	・目標値への達成度合いを計る
②評価指標		・目標に向けた要因分析の役割を果たす(a,b)
a 全体指標	・単位あたりのエネルギー消費量 ※総量および部門別（単位あたり）	・複数年把握を行う(a,b)
b 活動指標	・「まちの姿」実現に向けた実態や進捗を図る指標（前年度の把握が可能なものを中心に設定）	・各「まちの姿」に向けた現状把握（市、市民、事業者）を行う(b) ・最短の時差で評価が行える(b)

①目標値への進捗指標

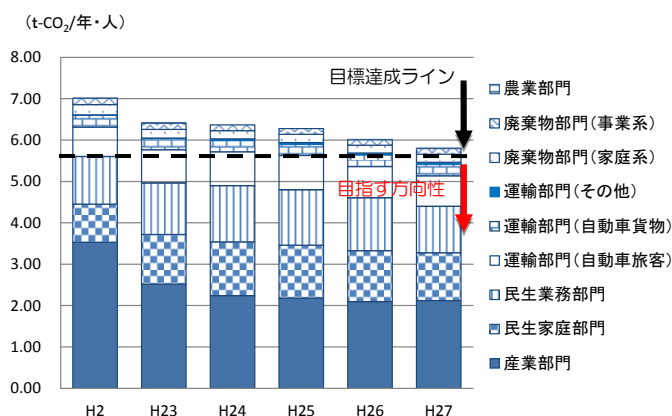
【目指すまちのすがた】

- ・市民1人あたりの温室効果ガス排出量が基準年度より平成32（2020）年には20%削減、平成62（2050）年度には70%削減していることを目指します。

【進捗指標の状況】

「市域における市民1人あたりの温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算）」

平成27（2015）年度の市民1人あたりの温室効果ガス排出量は5.80（t-CO₂/年・人）と基準年度から17.3%削減しました。部門別産業部門・廃棄物部門（家庭系）では増加しましたが、民生業務部門・民生家庭部門では減少しました。近隣都市（高槻市・吹田市・豊中市）の平均温室効果ガス排出量は4.52（t-CO₂/年・人）で、茨木市は産業部門での排出量が近隣都市に比べ多くなっており、生産活動が活発であることがわかります。



～温室効果ガス排出量の算出方法～

温室効果ガス排出量

=

活動量

×

排出係数

生産量、使用量、焼却量など、排出活動の規模を表す指標

活動量あたりの排出量

温室効果ガス排出量は、「活動量」と「排出係数」を掛け合わせることで算出されます。無駄なエネルギーを使わないようにする、機器の買い替えの際にはエネルギー効率の良い機器を購入する等で「活動量」を減らすことができます。

また、温室効果ガス排出量は排出係数によっても変動します。例えば、電力の排出係数は毎年変わるため、電力の使用に伴う温室効果ガス排出量はその数値に大きく左右されます。

<電力の排出係数 (kg-CO₂/kWh) >

平成2年度 (1990)	平成23年度 (2011)	平成24年度 (2012)	平成25年度 (2013)	平成26年度 (2014)	平成27年度 (2015)
0.353	0.450	0.514	0.522	0.531	0.509

【参考】東日本大震災（平成23年3月）以降、原子力発電の稼働率が低下し、火力発電の割合が増加しました。

火力発電は二酸化炭素の排出量が多いため、電力の排出係数が上がりました。

②評価指標 a 全体指標

【目指すまちのすがた】

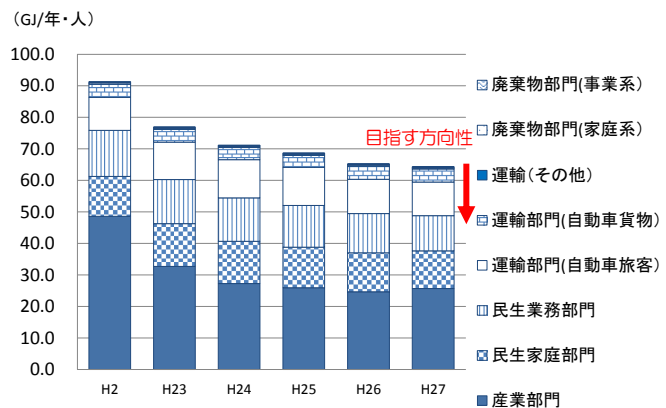
- ・市民1人あたりのエネルギー消費量が基準年度より減少することを目指します。
- ・各部門別の単位あたりの二酸化炭素排出量とエネルギー消費量がともに基準年度より減少することを目指します。

【全体指標の状況】 ＜総量＞

「市域における市民1人あたりのエネルギー消費量」

平成27（2015）年度は、市民1人あたりのエネルギー消費量が64.3（GJ/年・人）と基準年度から29.6%削減しました。温室効果ガス排出量と同様、産業部門・廃棄物部門（家庭系）で消費量が増加しましたが、民生業務部門・民生家庭部門では減少しました。

平成27（2015）年度のエネルギー消費量64.3GJを消費電力量に換算すると17,861 kWhです。



～エネルギー消費量とは～

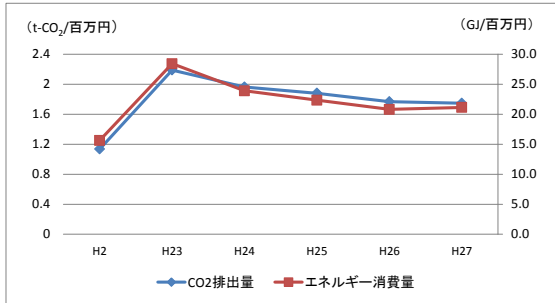
エネルギー消費量は温室効果ガス排出量と異なり排出係数の影響を受けないため、事業活動や生活の中で省エネルギー対策等に取り組んだ結果がより分かりやすく表れている数値です。

市域のエネルギー消費量の総量を減らすことも大切ですが、部門別で減らすことも大切です。例えば、上記「市域における市民1人あたりのエネルギー消費量」の産業部門は、平成27（2015）年度の消費量が平成2（1990）年度の約5割になっており、市域のエネルギー消費量削減に大きく貢献しています。

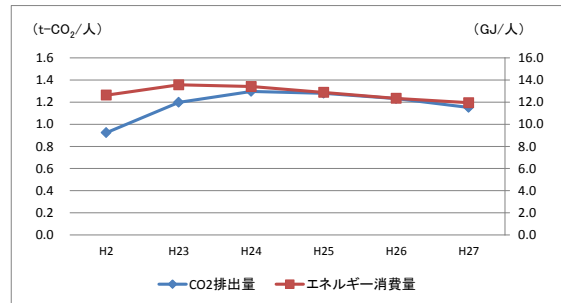
＜部門別の単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量＞

地球温暖化対策実行計画では、各部門と密接に関連している、製造品出荷額・人口・延床面積を原単位として、単位あたりのCO₂排出量およびエネルギー消費量を算出することとしています。

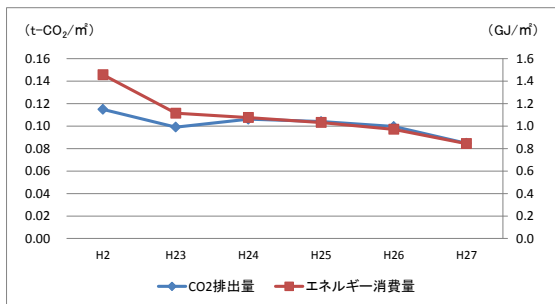
産業部門（製造業・農林水産業・鉱業・建設業）



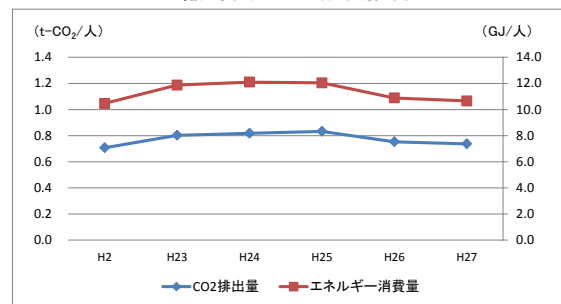
民生家庭部門



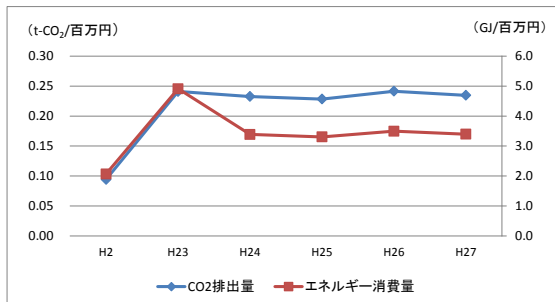
民生業務部門（事務所、百貨店、病院、サービス業等）



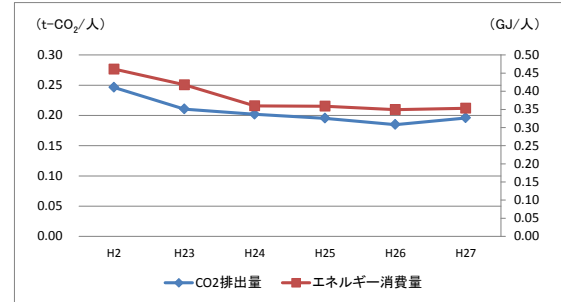
運輸部門（自動車旅客）



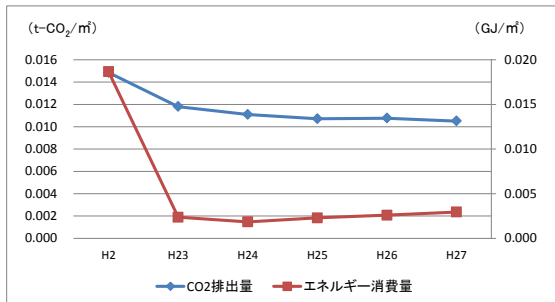
運輸部門（自動車貨物）



廃棄物部門（家庭系）



廃棄物部門（事業系）



近年、産業部門において、製造品出荷額 100 万円あたりの CO₂ 排出量が改善してきています。また、民生業務部門の床面積あたりのエネルギー消費量は平成 2（1990）年度と比較して約 6 割に減少しています。

（参考）茨木市の人口（人）及び製造品出荷額（百万円）の推移

年 度	平成 2 年度 (1990)	平成 23 年度 (2011)	平成 24 年度 (2012)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)
人 口	251,045	274,609	275,995	276,662	278,741	279,573
製造品出荷額	780,714	316,121	314,880	321,099	330,598	339,830

②評価指標 b 活動指標

【5つの目指すまちのすがた（茨木市地球温暖化対策実行計画から）】

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち
2. 多様な暮らし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち
5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

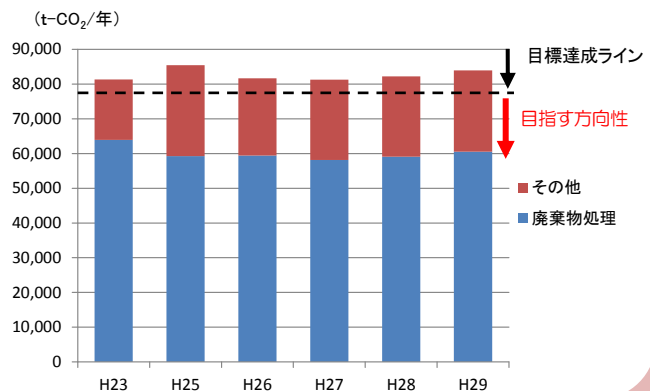
1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

低炭素ライフスタイルの普及促進のため、市では市自らが事業者としての立場で環境に配慮した行動を率先実行する「エコオフィスプランいばらき」を策定しました。平成23(2011)年度を基準として平成29(2017)年度までに温室効果ガス排出量7%削減の目標を掲げ、環境にやさしい市役所に向けて取り組んでいます。また、低炭素ライフスタイルを市民・事業者等へ普及推進するため、環境フェアや啓発事業を行い、市民・事業者の参加を呼びかけています。

【活動指標の状況】

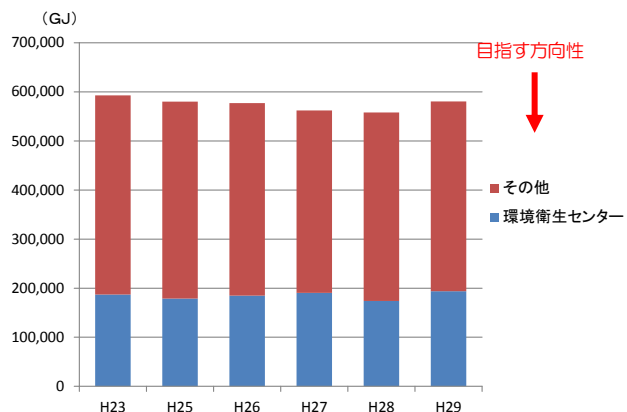
「市の事務事業により排出される温室効果ガス排出量」

平成29（2017）年度は、平成23（2011）年度比3.1%の増加となりました。これは、環境衛生センターでの発電量が減少し、電気使用量が増加したためです。引き続き、ごみの減量や節電に取り組み省エネルギー化に努めます。



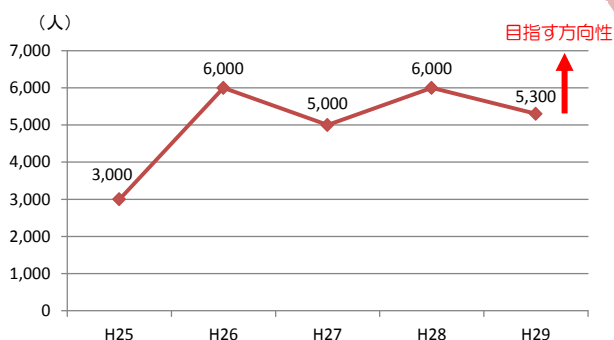
「市の事務事業におけるエネルギー使用量（施設の使用に伴うもののみ）」

平成29（2017）年度のエネルギー使用量は平成28（2016）年度から4%増加しました。温室効果ガス排出量と同様、環境衛生センターでの発電量が減少し、電気使用量が増加したためです。



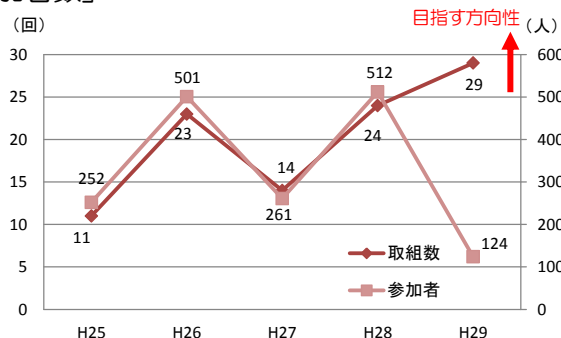
「環境フェアの参加人数」

平成 29 (2017) 年度は約 5,300 人の来場者がありました。毎年 5,000 人程度の参加者数があり、一定の啓発効果があると考えられます。



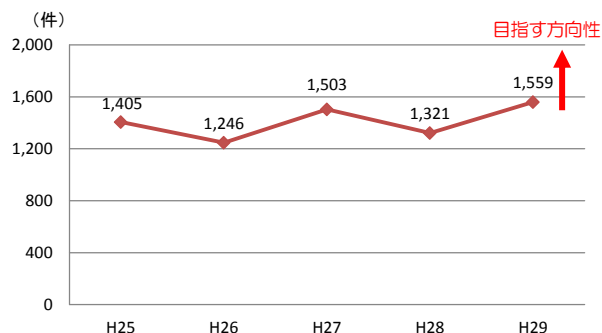
「ごみ減量に関する啓発の取組数および参加者数」

平成29 (2017) 年度は、出前講座の回数が増加したことやダンボールコンポスト講習会を実施したことにより啓発の取組数が前年度より増加しました。



「高効率給湯器等導入件数」

平成 29 (2017) 年度は 1,559 台の高効率給湯器等の導入があり、温室効果ガス排出量が年間約 872t-CO₂削減されました。累計 19,068 台の高効率給湯器が導入されており、省エネルギーが進んでいます。



※高効率給湯器とは、エコジョーズ (潜熱回収型ガス給湯器)・エコウィル (家庭用ガスコージェネレーションシステム)・エネファーム (家庭用燃料電池) のことです。

平成 29 (2017) 年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容 (実績)	担当課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用 (426 団体、8,473t 回収)	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	街頭啓発キャンペーン、廃棄物減量等推進員研修会、ダンボールコンポスト講習会を実施	資源循環課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	67 事業所を訪問 資源物とごみの分け方・出し方ガイドブック全戸配布 (家庭系) 啓発リーフレット 4,000 部発行 (事業系)	資源循環課
省エネ相談会の実施	いばらき環境フェアでうちエコ診断を実施し、38 人が受診	環境政策課

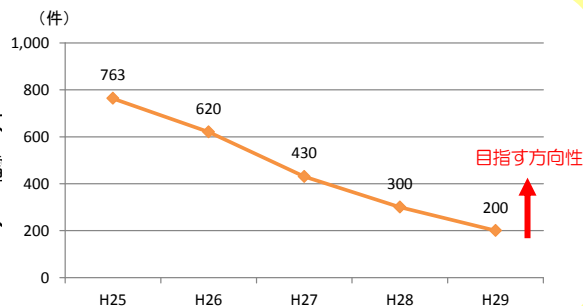
2. 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

市では省エネルギー・再生可能エネルギー設備導入に対する補助や、長期にわたり良好な状態で使用するための措置（省エネ・耐震等）が講じられた優良な住宅である長期優良住宅の認定を行い、環境負荷の軽減を目指しています。

【活動指標の状況】

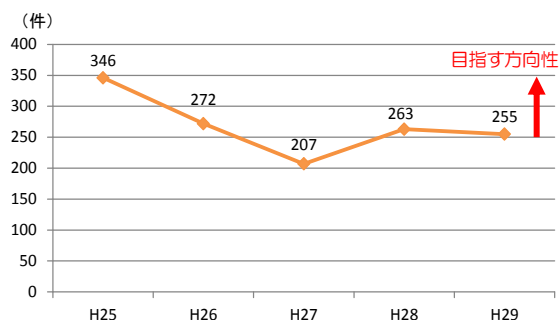
「再生可能エネルギー導入件数」

平成 25（2013）年度以降、導入件数は減少傾向にあります。引き続き、太陽光発電システムを中心に再生可能エネルギーの導入促進に努めます。



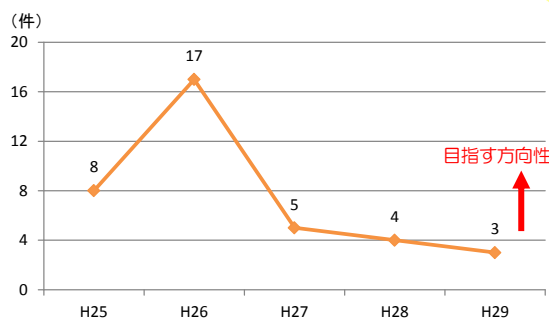
「長期優良住宅の認定件数」

平成 29（2017）年度は新築戸建て住宅 711 件のうち、255 件が長期優良住宅に認定されました。標準仕様で長期優良住宅に適合する住宅も販売されており、一定の普及が見られます。



「低炭素建築物の認定件数」

低炭素建築物の認定制度は平成 24（2012）年 12 月から開始し、平成 29（2017）年度までに 37 件の建築物を認定しています。



※低炭素建築物とは、二酸化炭素発生の抑制に資する建築物で、省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量がマイナス 10%以上になることなどが要件となっています。

平成 29（2017）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
省エネ・省 CO ₂ 設備導入補助事業	9 件、約 140t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	104 件、449kW、約 141t-CO ₂ 削減	環境政策課

※省エネ・省CO₂設備導入事業補助制度では、中小企業者を対象に省エネルギー改修や新エネルギー利用設備の導入費用の一部を補助しています。省エネルギー改修では投資額100万円あたり年間2t-CO₂以上二酸化炭素を削減することなどが要件となっています。

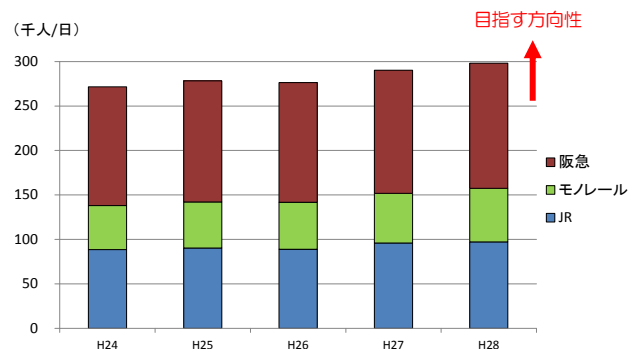
3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

自動車の利用が少なくなり、鉄道やバスの利用者、歩行者や環境負荷の少ないEV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッドカー）や自転車が増えていくと、めざすまちの姿に近づきます。

【活動指標の状況】

「1日あたりの鉄道の乗降客数」

鉄道の乗降客数は平成27(2015)年度からそれぞれ1~8%増加し、全体としては約3%増加しました。



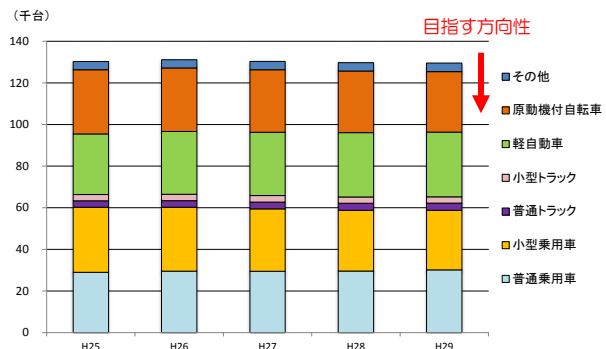
「1日あたりのバスの乗客数」

1日あたりのバスの乗客数は毎年2%未満の増減で推移しており、1日あたり約25,000人が利用しています。



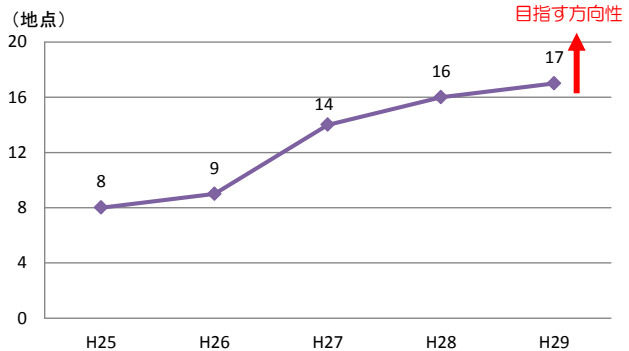
「市内在籍自動車・原動機付自転車台数」

市内在籍自動車台数は毎年1%未満の増減で、ほぼ横ばいの状態が続いています。



「EV（電気自動車）・PHV（プラグインハイブリッド自動車）充電設備設置地点数（累計）」

平成 29（2017）年度は、昨年度より 1 か所増加しました。市内の EV・PHV の充電設備数は 17 箇所 32 台となりました。年々設備数は増えており、EV・PHV のインフラ整備が進んでいます。



※このほかに市内には水素ステーションが 2 か所整備されています。

指標 (把握頻度)	平成 25 年度 (2013)	平成 26 年度 (2014)	平成 27 年度 (2015)	平成 28 年度 (2016)	平成 29 年度 (2017)
自動車分担率 (%) (10 年に 1 度・最新：平成 22 年度)	23				
中心部の歩行者・自転車通行量 (5 年に 1 度) (最新：平成 27 年度)	歩行者 (人/12h)	3,277		3,909	
	自転車 (台/12h)	5,299		5,002	
コミュニティサイクル(レンタ)サイクル台数(台) (毎年)	979	994	994	994	994

※自動車分担率とは、市域全体の移動数に対する自動車で移動している移動数の割合を示します。

平成 29（2017）年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車 7 台、ごみ収集車 2 台、救急車 4 台、小型貨物車 2 台、普通乗用車 1 台	総務課等
EV等の普及	いばらき環境フェアでFCV（燃料電池車）等を展示	環境政策課

※平成29（2017）年度は平成22年燃費基準達成または平成27年燃費基準達成よりも高い燃費性能を有する自動車を導入しました。

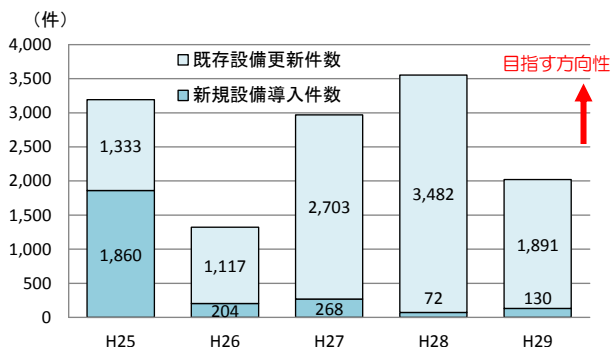
4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

現在、市では、公共施設・街路灯へのLED導入を進めています。また、LED導入以外にも、低炭素建築物の認定などにも取り組んでいます。

【活動指標の状況】

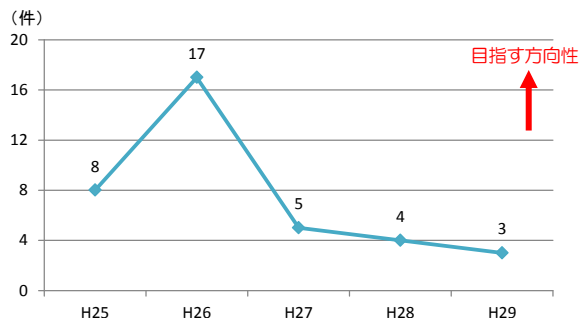
「公共施設・街路灯へのLEDの導入件数」

平成 29 (2017) 年度は、既存の街路灯 1,891 灯をLEDに転換しました。これにより、年間約 340,380 kWh の電気使用量が削減され、街路灯(市管理)のLED化進捗率は 78% になりました。街路灯のLED化は平成 32 (2020) 年度完了予定です。



「低炭素建築物の認定件数(再掲)」

低炭素建築物の認定制度は平成 24 (2012) 年 12 月から開始し、平成 29 (2017) 年度までに 37 件の建築物を認定しています。



平成 29 (2017) 年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容(実績)	担当課
朝市・青空及び販売所PR (地産地消の実践)	市HPに掲載、市の広報誌11件	農とみどり推進課

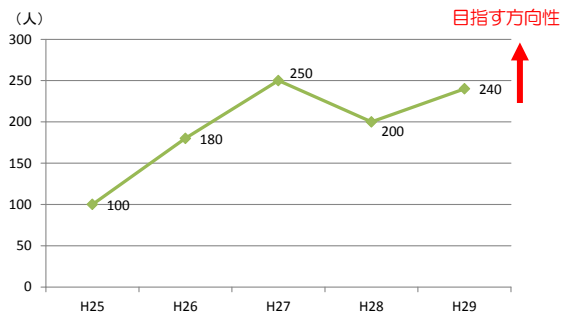
5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

環境意識が次世代へ継承されるよう、市民や市民団体、企業の方などと連携して、以下の取組を進めています。ボランティアや講座参加者が増えて環境意識が高まることを目指しています。

【設定した環境指標の状況】

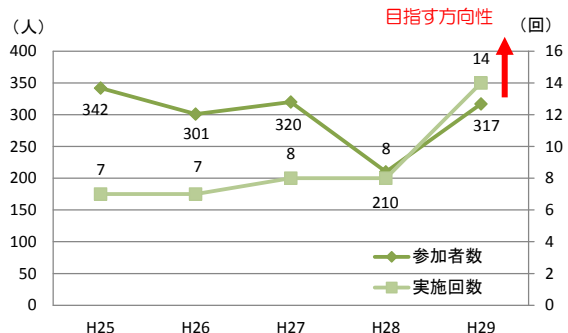
「環境市民講座（年1回）参加者数」

平成 25（2013）年度からショッピングモールで実施するなど、市民のみなさんが参加しやすいように努めています。平成 29（2017）年度は環境をテーマとした実験ショーを行ないました。



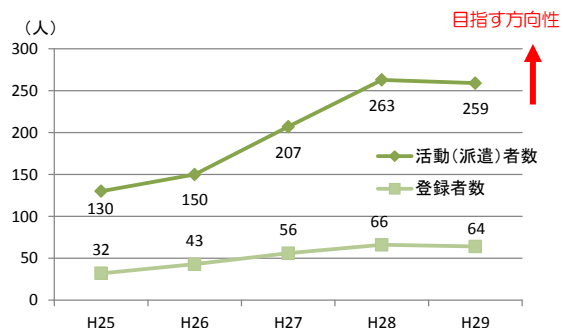
「市民団体による環境家計簿普及促進事業（環境講座）の参加者数及び実施回数」

平成 29（2017）年度は、いばらき×立命館 DAY への出展やエコカフェの新規実施により参加者数及び実施回数が増加しました。



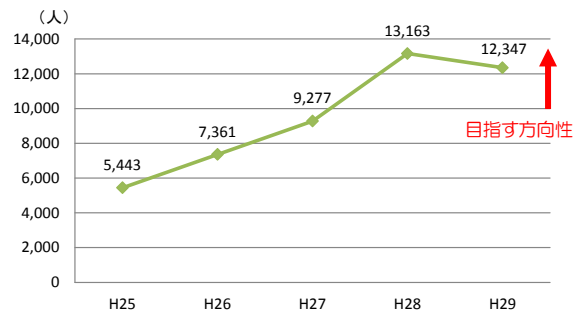
「環境教育ボランティア活動（派遣）者及び環境教育ボランティア・サポーター登録者数」

平成 29（2017）年度は、延べ 259 人の環境教育ボランティアが環境教育・環境学習を実施しました。自然観察や自然工作、環境講座などを小学校等で実施しています。



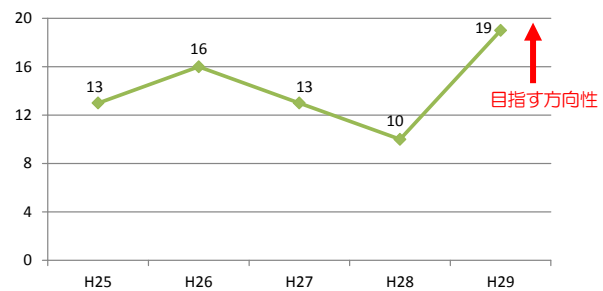
「里山センター利用者数」

平成 29 (2017) 年度は 12,347 人の利用がありました。四季のイベントが開催されているほか、小学校や保育所が自然観察や工作体験に利用しています。



「市民参加型森林保全事業市民ボランティア養成数」

平成 29 (2017) 年度は 19 名の森林ボランティアが養成されています。ボランティア養成講座を受けた卒業生による森林保全活動が行われています。



平成 29 (2017) 年度に実施した主な取組内容の紹介

事業	取組内容 (実績)	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農とみどり推進課
環境家計簿 (ええことカレンダー) の普及	ええことカレンダー提出者 16人 ええことカレンダーコンテスト参加者 43人	環境政策課
COOL CHOICE CHALLENGE の実施	応募件数44件	環境政策課

※H29年度のCOOL CHOICE CHALLENGEでは、身近にできるエコアイデアを穴埋め形式(「こんなとき」に、「こんなことをする」と、COOL CHOICE!)で募集しました。



環境市民講座の様子



別 12 市民団体による環境家計簿普及促進の様子

平成29（2017）年度 主な事業の実施状況一覧

1. 環境にやさしいライフスタイルが普及しているまち

事業	取組内容（実績）	担当課
集団回収、古紙類など資源物の分別・再資源化	再生資源集団回収報奨金事業を運用（426団体、8,473t回収）	資源循環課
廃棄物減量等推進員活動の推進	街頭啓発キャンペーン、廃棄物減量等推進員研修会、ダンボールコンポスト講習会を実施	資源循環課
事業所訪問、啓発冊子・副読本の発行	67事業所を訪問、資源物とごみの分け方・出し方ガイドブック全戸配布（家庭系）、啓発リーフレット4,000部発行（事業系）	資源循環課
省エネ相談会の実施	いばらき環境フェアでうちエコ診断を実施し、38人が受診	環境政策課

2. 多様なくらし・なりわいができるまち ～再生可能エネルギー導入、熱の活用～

事業	取組内容（実績）	担当課
省エネ・省CO ₂ 設備導入補助事業	9件、約140t-CO ₂ 削減	環境政策課
住宅用太陽光発電システム設置補助事業	104件、449kW、約141t-CO ₂ 削減	環境政策課

3. 人にも環境にもやさしく移動ができるまち

事業	取組内容（実績）	担当課
公用車への低燃費自動車の導入	軽自動車4台、ごみ収集車2台、救急車1台、小型貨物車2台、普通乗用車1台	総務課等
EV等の普及	いばらき環境フェアでEVを展示	環境政策課

4. 環境負荷が小さいまちづくりが進んでいるまち

事業	取組内容（実績）	担当課
朝市・青空及び販売所PR（地産地消の実践）	市HPに掲載、市の広報誌11件	農とみどり推進課

5. 環境意識が次世代へ継承されるまち ～環境・エネルギー教育の推進～

事業	取組内容（実績）	担当課
市民参加型森林保全事業	森林の保全と活用を図る市民ボランティアの育成をはかる	農とみどり推進課
環境家計簿（ええことカレンダー）の普及	ええことカレンダー提出者 16人 ええことカレンダーコンテスト参加者 43人	環境政策課
COOL CHOICE CHALLENGEの実施	応募件数44件	環境政策課

全体

事業	取組内容（実績）	担当課
エコプラットホーム ^(注1) の開催	1回、出席者10名	環境政策課
いばらき環境（エコ）ポイント制度の実施	発行ポイント数25,145ポイント 応募件数432件	環境政策課

（注1）エコプラットホームは、地球温暖化対策実行計画の推進にあたり、市民・事業者・団体・行政等が集まり、地球温暖化対策に関し情報交換を行う“場”として設置しています。

用語解説

〔エコオフィスプランいばらき〕

市自らが事業者としての立場で事務・事業における環境に配慮した行動を率先実行するための計画で、温室効果ガス排出量の削減目標や、職員の取組内容を定めています。また、地球温暖化対策推進法に規定する地方公共団体実行計画としています。

〔エコカフェ〕

エコライフについて耳寄りな話題を提供するほか、環境問題について気軽に話せる茶話会として平成 29(2017)年度から開催しています。

〔環境家計簿〕

家庭で使用する電気・ガス・水道・ガソリン・灯油などの使用量や、普通ごみの排出量を記録し、それらを CO₂ の量に換算して「見える化」するもので、家庭が地球環境に与える影響を知ることによって、エネルギーの無駄遣いを減らす行動に繋がります。

〔環境フェア〕

市民の環境に関する知識及び意識の向上を図り、自発的な環境学習へのきっかけをつくることを目的に開催しています。市民団体や事業者と協働し、本市の環境の現状や市民一人ひとりが取り組むべきことを催し物などを通じて分かりやすく紹介しています。

〔高効率給湯器〕

エネルギーの消費効率に優れた給湯器です。従来の瞬間型ガス給湯器と比較すると設備費は高いが、エネルギー効率が高いため CO₂ 排出削減量を削減でき、ランニングコストも抑えることができます。

〔再生可能エネルギー〕

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど、自然の営みから継続して利用できるエネルギーのことです。エネルギー源が絶えず再生・供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴です。

〔再生資源集団回収報奨金〕

ごみの減量及び資源の有効利用を図るため、自主的に再生資源集団回収を行う地域住民団体等に対し、回収量に応じて報奨金を支給する制度です。

〔里山センター〕

市民参加による自主的な里山保全活動を行うための活動拠点となる施設です。里山保全に係る各団体の研修会や活動に利用されているほか、四季に応じたイベントや木工クラフト体験等も行っています。

〔自動車分担率〕

市域全体の移動数に対する自動車で移動している移動数の割合を示します。人口密度が低いほど自動車分担率が高くなる傾向にあります。

〔ダンボールコンポスト〕

ダンボールを利用した堆肥化容器のことです。容器内に投入した生ごみを微生物によって分解させ、堆肥に変える仕組みで、約 3 か月間生ごみを入れた後、一定期間熟成させた堆肥は園芸に利用できます。

〔地産地消〕

地域生産・地域消費の略語で、地域で生産された農林水産物をその地域で消費することです。地産地消によって、食料品輸送に伴う CO₂ 排出量を削減することができます。

[長期優良住宅]

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅です。劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性、住居環境、住戸面積、維持保全計画の条件を満たすと認定を受けることができます。

[低炭素建築物]

二酸化炭素発生の抑制に資する建築物で、省エネ法の省エネ基準に比べ一次エネルギー消費量が 10%以上削減されること、低炭素化に資する措置等のうち一定以上を講じていることが要件となっています。

[低炭素ライフスタイル]

再生可能エネルギーの活用や、省エネルギー機器の導入などにより、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出を減らす生活様式のことです。

[廃棄物減量等推進員]

廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第 10 条の規定に基づき委嘱しています。地域のごみ減量やリサイクルを推進するリーダー役として、ごみ集積場所の減量の確認、地域での正しいごみの出し方についての啓発活動、地域の要望・提案などの伝達、市の減量施策やイベント等への協力などに取り組んでいただいています。

平成30年度版（2018年度版）

いばらきの環境

（平成29年度 年次報告書）

平成31(2019)年2月発行

発行 茨木市産業環境部環境政策課
茨木市駅前三丁目8番13号
電話(072)620-1644